

和歌山県環境影響評価審査会（令和6年7月3日）議事概要

- 1 日時 令和6年7月3日 午後1時半から午後4時半まで
- 2 場所 和歌山県薬剤師会館 4階大会議室
- 3 出席者 別紙のとおり（委員12名、事務局5名、事業者13名）
- 4 審議案件
（仮称）新白馬風力発電事業に係る環境影響評価方法書について
- 5 議事概要

会長：皆さんこんにちは。委員の皆様におかれましては、ご多用の中、また本日は暑さ厳しい中ご出席いただきましてありがとうございます。今回の審査会は、（仮称）新白馬風力発電事業に係る審査であります。方法書の審査になりますので、環境影響評価の項目の選定につきましては、事業者が調査するという項目が適切であるかどうか、不足はないか、また、調査項目ごとの調査・予測・評価をするための方法が適切であるかどうかなどについて、専門のお立場からご審議いただきたいと思います。

会長：それでは審議に入ります。まず、今回の事業の概要につきまして、事業者から説明をお願いいたします。

事業者：よろしくお願ひいたします。お手元の資料とスクリーンの方を使って、まず事業概要についてご説明させていただきます。まず、事業者紹介でございます。私ども JR 東日本エネルギー開発株式会社と申しまして、名前のとおり、JR 東日本の 100 パーセント子会社でございます。設立は 2015 年 4 月、約 9 年前でございます。本社は東京の方でございます、営業所が北海道から東北の方でございます。次のページでございます。左側の日本列島の地図の方に、稼働済み若しくは建設中の風力発電サイトをお示ししておりますが、稼働済みとして 4 箇所、現在建設中ということで 3 箇所、左下の福島の方で 2 件と、右下の愛媛の方の 1 件となっております。右側は、現状計画中の案件を並べております。北は北海道の方から、西の方は山口の方まで、現状こちらの風力発電所の計画を進めているという状況でございます。私どもの JR 東日本、親会社の方なんです、こちらのとおり鉄道事業でございまして、1 日平均約 1,459 万人のお客様に利用いただいております。鉄道はエネルギー効率の高い交通機関ながら、年間 46.2 億キロワット、CO₂ でいいますと約 184 万 t 排出してございまして、電車であったり、電車以外の駅の方でも電気を使っているという状況でございます。親会社の理念としまして、鉄道を電力で動かして社会を支える企業であるというところで、電車等々で使う電気について再生可能エネルギーの導入を促進し、CO₂ 削減に現在取り組んでいるという状況でございます。続きまして、本事業の概要の方のご説明をさせていただきます。こちらは、方法書の 4 ページないし 10 ページの方に書かせていただいております。事業名称は、（仮称）新白馬風力発電事業ということで、発電所出力は最大 60,000kW、風車単体の出力の方が 3,000~4,300kW 程度という形です。風力発電所の現状の計画基数としては 14~17 基、面積で表しますと約 700ha というところで、右側に地図の方を掲載しております。この赤枠のところを対象事業実施区域という形になってございまして、この赤枠の中にオレンジの点が合計 20 個ございますけれども、こちらは現在、白馬ウインドファームが設置され稼働している場所を示しております。今回の計画はそちらを含む尾根及びその西側の方で、所在としては、右上が広川町、右下が日高川町、その横が御坊市、左上が日高町となり、一市三町の方

で計画を考えているという状況でございます。続きまして、今回の風力発電機の概要でございます。右側が本事業でございますが、こちらは方法書の 13 ページに掲載させていただいております。左側が先ほどご説明しました、現在稼働中の白馬ウインドファームの風力発電機の概要でございます。1 基あたりが 1,500kW、基数としては 20 基という形で、ローター直径、羽の回転直径が 77m、ハブ高さ 65m で、風力発電機の高さというのは、地面から風車のブレードが一番上のところまでいった高さを示しております。右側が今回計画している事業の風力発電事業の概要です。先ほど申し上げましたとおり、3,000~4,300kW、14~17 基、大きさとしてはローター直径、羽の直径が 100~120m、ハブの高さが 85~95m、一番下の風力発電機の高さというのが、先ほど申し上げた、地面から風車の羽が一番上までいったときの高さ、これが 130~155m という形でございます。続きましてこちらのページ、方法書では先ほどと同じ 13 ページに図示させていただいておりますが、左側が現在稼働中の白馬ウインドファームの 20 基の風力発電機の大きさを図示したものとなりまして、右側の図の方が、本事業計画での風力発電機の大きさを図示したものでございます。続きまして、工事工程の概要の方を示させていただきます。こちら、方法書の 16 ページの方に掲載させていただいておりますが、現状の計画としては、着工から 3 年程度の工事を計画しています。土木工事の期間は、先ほど申し上げた、稼働済みの白馬ウインドファームの撤去工事の一部と重複するという形になっております。この表はこちらを図示したものでございまして、最初の 1 年目の方、本事業では土木工事、併せて白馬ウインドファーム施設の撤去工事を想定しているという形でございます。2 年目は土木造成から風車建設工事、電気工事という形で進めていきまして、最後、約 3 年目の中頃の方から、風車の試運転と調整をしまして、約 3 年程度で運転開始ということを経験の計画と考えていますが、あくまで現時点の計画でございますので、変更する可能性がございます。続きまして、風力発電機の輸送計画でございます。こちら、方法書の 20 ページ及び 21 ページの方に掲載させていただいております。現時点では、御坊市にある日高港の方まで風車自体を海上輸送という形で持ってきまして、そこで陸揚げ後に、一般国道 425 号、県道 193 号、主要地方道 26 号、同じく 21 号の既存道路を活用して、赤柾の対象事業実施区域の方まで輸送ということを検討しております。今後、風力発電機等の機種選定や、関係機関、地元関係者、許認可等々含めて、具体的な輸送計画を立案する予定になっております。続きまして、工事関係車両の走行ルートの方をご説明させていただきます。こちら方法書の 20 ページ並びに 22 ページの方に掲載させていただいております。まず、ピンクで示させていただいている走行ルートの方ですけれども、まず 1 つとして、対象事業実施区域の南側の方、御坊市方面から、国道 42 号、地方道 27 号、県道 190 号を経由して、南側から町道を経由して入るルート、もう 1 つとして、この北側の方、湯浅町、広川町の方から国道 42 号を経由して、そこから地方道 21 号に入り、対象事業実施区域の北側若しくは東側から進入するという経路、この 2 つの経路で現状考えております。続きまして、方法書の手続きでございます。こちら、現状、昨年 5 月に配慮書を公開させていただいて意見を頂きました。方法書につきましては、今年 3 月 29 日に公示させていただき、縦覧を 3 月 29 日から 4 月 30 日の間にいたしまして、意見の受付に関しては、3 月 29 日から 5 月 14 日までという形でさせていただきました。意見概要をまとめたものを 6 月 5 日にご提出をさせていただいているという状況でございます。続きまして、頂戴しました意見の概要の方でございます。一般意見の方なんですけれども、意見数として 192 通、482 件の意見の方を頂戴

しております。まず項目として、事業計画、頂いたご意見としては、「住宅地から風車の距離が近いので住宅地から離してほしい、近くに小学校や保育園などがあるのに建設するのですか。」というご意見を頂戴しております。そちらに対しての事業者の見解の方なのですが、「風力発電機の配置は今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて検討し、影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その検討結果は準備書にお示しいたします。」としております。続きまして、騒音、超低周波音に関するご意見を頂戴しております。「騒音が気になります。実際どれくらいまで音が聞こえるのでしょうか。あと、騒音や低周波音による健康被害が心配です。」というご意見を頂戴しております。こちらに対する見解としまして、「今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて、騒音及び超低周波音の影響を可能な限り回避又は低減するよう努めてまいります。また、そちらの結果については、準備書の方でお示しいたします。」としております。続きまして、動物生態系に関する主な意見の概要でございます。頂戴した意見ですが、「野生生物にも影響を与えるのではないかな。イノシシ、シカ、サル等がより人家に近づいてくる可能性がある。二つ目として、風力発電機は自然環境を破壊することが多い、鳥類等の生態系を壊す。」というご意見を頂戴しております。こちらに対する事業者の見解としまして、1つ目は、「動物の行動範囲等は果実類の豊凶や気象条件等によって変化するものであるため、風力発電機の設置による影響と判断することは難しいですが、動物への影響について、専門家等からの助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価し、影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しいたします。」としております。2つ目は、「今後の調査、予測及び評価の結果や、専門家等からの助言を踏まえて、動物や生態系への影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しいたします。」としております。続きまして、景観に関するご意見です。「計画地に、熊野古道からの眺望、景観に悪影響を与える。」というご意見を頂戴しております。こちらに対する事業者の見解としまして、「今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて、景観への影響を可能な限り回避又は低減するよう努めます。また、その結果は準備書にお示しいたします。」としております。次のページにいきまして、手続き等に関するご意見でございます。頂戴した意見が、「他地区の皆さんには、何度か説明会が実施されていると聞いた。早急に説明と質問に答えていただく場を設けてもらいたい。」となっております。こちらに対する見解ですが、「方法書においては、環境影響評価法に基づく住民説明会を広川町、日高町、日高川町、御坊市で開催いたしました。また、事業計画については、環境影響評価法に基づく説明会の他にも、関係者との協議の上で、必要に応じて個別に地区単位での説明会を開催いたしました。今後も事業計画の検討の熟度や、環境影響評価手続きの進捗に合わせて、適宜説明会を開催する予定です。説明会の開催にあたっては、関係者とも協議しながら必要に応じて開催範囲を検討してまいります。」としております。続きまして、その他災害等、頂戴した意見としては、「土砂災害を起こす危険性があるのでは。」というご意見を頂戴しております。こちらに対しての見解なのですが、「土砂災害等の対策については、環境影響評価手続きとは別に、森林法に基づく林地開発許可等の関係法令を遵守した上で、関係機関との協議を踏まえながら適切な対策を検討してまいります。」としております。以上が、事業計画と方法書に対する一般の皆様から頂戴したご意見に対する事業者見解の説明でございます。

会 長：ありがとうございました。ただ今説明がありました事業の概要について、何かご意見ご質問

がありましたら、お願いいたします。

会 長：では私の方から。先行して、現在の白馬ウインドファーム事業の撤去を兼ねて、これが新しくなるわけですがけれども、それとの関係は、例えば、現在ある風力発電所の風車が建っている場所は、全部使われなくても、場所は全く新しくなるのかとか、そういう具体的なことに関しては、もう少し説明が欲しいところですが、どうでしょうか。

事業者：今の白馬ウインドファームが建っている場所と、今回の計画の場所が全く同じになるのか、全く別になるのかという形ですかね。

会 長：場所の割合があるのかないのかも含めてですね。

事業者：基本的に今の 20 基の風車が建っている場所のところでは、今回の新しい計画の風車について、同じ場所に建つというのは、今のところ検討はしておりません。ただ、その距離がどれくらい離れるかとか、どこなのかというのは、これからの調査になっていくと。確実に言えるのが、今立っている場所の、本当にその場所、そここのところに建設するというのは現状考えておりません。

会 長：現在建っているものは 100 パーセント撤去されるということですね。

事業者：現状の風車に関しては、全部撤去するという前提でございます。

委 員：2 つほどお願いしたいのですが、住民さんのご意見だったか、住宅地から近すぎないかという話があったと思うんです。距離が 500m というところなんです。今まで何度かアセスをやっている中で、ほとんどが最低 1km 離すと書かれていると思うんですけど、多分これだけ 500m なんですよ。なぜ 500m で十分なのかなというのは、ちょっと気になっていて、ちょっとインターネットを見ていても、最低でも風車の最大高さの 5 倍以上離すというのが最近出てきたので、5 倍だとしても 500m は足りないなと思いました。それで健康を守れるのか、というところが気になるのが、まず 1 点です。もう 1 点が、土砂災害のところ、森林法に基づく対応でというので、よく逃げられているんですけど、土砂災害が起こると、環境にもやっぱり大きな影響を及ぼしますので、環境ではなく森林法でというふうに逃げられると、ちょっと違うんじゃないかなと思うんです。方法書の 320 ページの経済産業大臣の意見でも、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境などへの影響を適切に調査して、予測評価を行いなさいという内容がありますけど、ちゃんと書かれていない気もしたので。分からなくてちょっと混乱しているんですけど、例えば 228 ページでは、工事の実施段階では水の濁りは配慮しないとか、選定しない理由も書いていないんですけど、332 ページでは、造成時に調べると書いています。また、建設機械の稼働のときには海に近くないから調査しないという、ちょっとよく分からない理由も書かれていますし、この土砂が河川に流れるというところを調査する・しないという考え方を含めて、どう考えておられるのかなというのがすごく気になっています。というのも今年確か、JR 東日本エネルギーさんの事務所もある福島県の太陽光のところで、大雨があつて濁水が川に流れるという事案があつて、あれは風車よりもかなり大きな調整池を作っていたと思うんですけど、それでも流れていると。出たら出たで、法に則っているから問題ないと言い張る、あの姿勢はよくないと思うんです。それと同じような考え方でされている気もしたので、やはり濁水に対してはもっと慎重に行っていただきたいというのが私の意見なので、その辺、事業者がどうお考えなのか、お聞かせください。

事業者：ご質問の確認で恐縮なんですけれども、1 点目は離隔の 500m の設定に関してどういう考えな

のかと、2点目が濁水に関する考え方、ということでしょうか。

委員：土砂、濁水に対する考え方ですね。

事業者：ご意見、ご質問ありがとうございます。1つ目の500mに関してですが、500mというのは、500m離せば大丈夫といったものではなくて、まず一番最初のこの段階で、最低限500mは離しましょうと言っているものでございます。もちろん、これから調査、予測、評価を実際に行っていき、騒音とか風車の影とか、そういったところで、予測の結果、この距離では不十分だというふうになれば、もちろん離隔を取っていく、そういったこととなります。その辺りは、具体的な手法については、この方法書の方に示させていただいているとおりでございます。

委員：それが例えば、1km離さなきゃいけないとなったとき、風車は建てられるんですか。

事業者：1km離れたら建てるか建てられないかというのは、正直申し上げると、これからの調査であるとか、予測のところ、それ以外にも当然物理的なところ、先ほどおっしゃったような、後ほどの2つ目の質問へのご回答にもなると思うんですけど、土砂災害に関する内容も含めたトータルの判断だと思いますので、恐縮なんですけど、今の段階では1km離れると建てられるかという回答が、申し上げられないということになります、恐縮です。

会長：このことに関して、風車の場所から離す距離のことですが、ここで言うと、影響があるかないか、あるいは影響が大きいかどうかということで、その距離を判断するという考え方は、それはそれでありますが、もう一方で、事業者の基本的な姿勢として、最低限これくらい離しましょうというのは、当然あっていい考え方なんです。そのことを聞いているわけですので、これですと、事業者の考え方としては500mあったらいいと考えているということになるわけですね。あとは支障があるかどうかによって判断するけれども、事業者の考え方としては、最低限500mあればいいという考え方に立っていると。今の事業者のお話では、そのような理解になると思いますが、そういうことではないでしょう。やはり事業者としては、我々はこういう姿勢でいくから、最低限はこういうルールを持っていますということをお話させていただきたいと思うんですよ。

事業者：申し訳ございません、ご意見ありがとうございます。

委員：続いて、土砂、濁水の方の回答に。

事業者：ご質問、ご指摘ありがとうございます。先ほどおっしゃっていた方法書228ページの表は、配慮書のときの既存資料ベースの予測、評価の対象とする項目を選定したもので、その段階の状況としては、水の濁り、工事中の影響については考慮をしていないというところがございます。今回、方法書では、332ページの方で項目の選定、ちょっと後ほどのご説明にもありますけれども、こちらの方で工事中の水の濁りというのを選定しております。おっしゃるとおり、土砂災害の扱いというところが微妙なところというか、難しいところがあるかと思うんですけども、あくまでも造成工事によって裸地面が発生したり、土地の改変とかがありますので、それに付随する濁水の流入、水質への影響という部分については、環境の観点で一応項目の選定の対象にしていると。ただ、土砂災害の対策とかということになると、環境影響評価法というよりは、林地開発許可とか、そういったところの対象ということで理解してございますので、ちょっと意見の区分とか、区分けの仕方としては、その他土砂災害ということに整理させていただいているところがございます。

委員：一般の方の意見に対する対応なんですけど、事業者側の見解として、可能な限り低減に努めま

すとか、影響を可能な限り回避又は低減するよう努めますとか、そういうような文言ばかりなんです。なので、今からこの調査、予測、評価手法の説明をされるときには、この住民から出た意見についてどのようなことを考慮して、どういう調査とするのかというような形で説明してください、よろしくお願いします。こうしないと、住民からの意見に対して、皆さんがどういうような反応をしたかということが分かりませんので、どういうふうな工夫をされたのか、そういったことを踏まえて説明をお願いします。

事業者：ご意見ありがとうございます。今出ている方法書についての意見概要、これについては、まさにこれから審査していただく方法書についてのご意見でございます。したがって、これからこういったご意見も踏まえて、審査結果等々も踏まえて、最終的にこの方法であるというのが決まってくると。最終的にその結果としては、準備書のところでお示しすることになりますので、その段階になりましたら、今の委員からのご意見を踏まえて・・・

委員：違います。この方法書を受けて、どういうふうな対応をするかという、それを準備書とかにどう反映させるかという考えをお聞かせくださいと言っているんです。これは方法書を受けての住民の方の意見でしょう。

事業者：はい、そうです。

委員：それに対して、評価方法を説明する場合には、どういうふうに対応するかというのを今の段階で説明してください。住民からたくさん意見が出ているのを、皆さん十分把握しているはずですよ。どの項目が、どういう意見が出たということも把握しているはずなので、どういうふうなことを準備書に反映させるかということも含めて話してくださいというお願いをしているんです。そうしないと、今度我々の前に出てくるのは準備書なんです。準備書が出てきたときには、その準備書に対することしか分からないんですね。その準備書に、この意見に対して、こういうような調査の仕方を変更してやりましたといったことを、全部書いてくれますか。書いてくれるんだったら、それでいいですけど。

事業者：はい、分かりました。この後の説明につきまして、可能な限り、こちらの頂いたご意見に対しての対応といったことについて説明するようにしていきたいと思っております。ありがとうございます。

委員：あまり前段で長くはしたくないんですが、先ほどの説明資料の9枚目、方法書で言いますと16～18ページ、この16ページのところで、撤去工事の累積的影響の件とも関連するんですが、白馬ウインドファームの撤去工事の時期と重複する予定というのが書いてございます。方法書においては、事前に当該事業者との協議を行った上で、必要に応じて、工事中の影響について云々というようなことも書いてありまして、事前に何か協議をされて、環境影響も考えて、一部重複するという工事計画に落ち着いたのでしょうか。あえて重複するという予定に落ち着いた経緯を、簡単に教えていただければありがたいです。

事業者：詳細の工事内容については、新しい新規事業の工事計画と、撤去の分の計画を、当然これからの協議で決めていく形なんですけど、その中でおっしゃったように、白馬ウインドファーム側の方とも協議をした上で、現状新設の工事の着工のところと、撤去工事の方が重複する可能性はあるということを協議させていただいたうえで、今回方法書の方にスケジュールを記載させていただいたという次第でございます。

委員：重複しない案はなかったんですか。

事業者：話の中ではありましたけれども、現状として、撤去の工事と新設の工事の方が重複するとい

う形で、今のところ協議を進めているというところでございます。

委員：その辺りまた、累積的影響のところ、あえて重複されるということを選ばれたというか、それが適正であるということも含めて、ご説明いただければありがたいと思います、よろしくをお願いします。

委員：やっぱり安全かどうか、不安があるんです。120mの大きな風車、資料を見ても重さが書いていないんですね。この建造物の重さというのは、大きくなったらやっぱり重くなるものだろうと思うんですけど、そんなに台座の部分も大きくなっているように思えないし、本当に大丈夫なんだろうかと思います。それで、この風車を作っている会社というのは、多分日本の会社じゃないんだと思うんですね。幸いこの白馬ウインドファームの場合は何もなかったから良かったなというふうに思っているんですけど、そうすると、海外で作られた風車でこれだけ大きなものを、山の上に建てるということですが、海外の場合は、海岸とか洋上に設置されていて、山の上に設置されている例というのはあまりないと思うんですね。山の上にこれだけの重さのものを、今までよりももっと力がかかる、圧力がかかる、そういう建造物を建てて大丈夫なんだろうかと。地層的に見ても、ここは付加体ですよ。ですので、砂岩とか泥岩とか、柔らかい地質が、それがさらに褶曲をして山を作っているという、割と脆い土壌というか、地盤なんですね。花崗岩のようなしっかりした岩があるとか、そういうわけではないんですよ。そういった、ふわふわしている土壌のところ、さらに重たいもの、大きなものを建てて、構造的に大丈夫なんだろうかと、そういう不安がものすごくあるんです。質問は、重さはどれぐらいのものなんですか、今までの何倍ぐらいなんですかというのをお聞きしたいと思います。

事業者：すみません、現状、機種の方も決まっていなくてというところがありますけれども、現状の今の風車の重さの方に関してなんですが、申し訳ございません、こちらの方把握しておりませんので、調べてまたご報告させていただければと思います。

委員：ものすごく不安になりました。もうちょっと安全であるということ、保証してほしいというか、きちっと言っていただかないと怖いんです。

委員：すみません、先ほどの説明資料の9ページのところで関連してですけど、工期が白馬ウインドファームさんの撤去工事と重なっているということは、建設は大体いつ頃になると決まっているということなんですか。1年目というのは何年からなんですか。

事業者：現状計画だと、2028年か29年ぐらいかなと僕らの中では思っておりますが、これから調査、予測をしていきますので、現状のスケジュールは、想定ということになります。

委員：2029年が1年目くらいですか。

事業者：2028年くらいでしょうか。

委員：すみません、今の意見に関連して、この新白馬の方の計画、調査なりが、何らかの要因で伸びた場合には、撤去工事の計画が重複からずれる可能性もあると考えてよろしいですか。

事業者：そうですね、ずれる可能性は当然ございます。

委員：重複ありきで今進めているわけではないということでしょうか。

事業者：現状は、重複の想定で一応やっていますけれども、複合影響も含めて、複合影響を考えているうえでの今回の調査になります。

委員：すみません、計画の全体のイメージをもう一つよく掴めていないんですけど、今までの話をお伺いしていると、白馬ウインドファームさんの風車が撤去されたところには、更地という

か、平地が残る、造成地が残るということになるんでしょうけど、それはそのまま置いておいて、また違うところを造成して新しい風車を建設するという、そんなイメージを持っておけばいいですか。

事業者：そうですね、今20基ありますので、今回14~17基、エリアも広がりますけれども、更地にされるか、ちょっと白馬ウインドファームさんのところではあるんですけども。

委員：白馬ウインドファームさんが、そこを触ってはだめだということになれば、新しいところをまた造成するということになるわけですね。

事業者：そうですね、はい。

委員：僕の感想ですけど、なにか、全部取ってなくなるような、そんな感じの計画になってしまいかねませんね。

委員：今の質問と同じなんですけど、同じ場所に建てるということはできないんですか。

事業者：そうですね、現状、風車の大きさも違いますので、それは難しいかなというふうに、今のところ考えております。

委員：自然破壊する箇所が増えてしまうので、同じ場所を使った方が、そういった箇所が少なくて済むんじゃないかなと思ったんですけど、できないんですか。

委員：大きさが違うので同じ場所に建てるのは難しいです、は答えになっていないと思うんですよ。なぜ、大きさが違えば同じ場所に建てるのができないかというのを、明確に説明してください。

事業者：ごめんなさい、詳細を検討しなければならないとは思っておりますけれども、単純にどんな風車、どんな大きさになるのかということも、これからの検討になりますので、そういう意味では、全く検討しないということは、ごめんなさい、先ほどご指摘いただいたとおりだと思いますので、そこはちょっと検討してまいりたいと思います。申し訳ございませんでした。

委員：そうだとすれば、今後の検討次第では、同じ場所にとということもあり得るということですね。

事業者：検討次第では、そうですね。はい。

委員：すみません、今までの各委員さんの意見ともかなり重なるんですけども、まず1つ目、サイズの問題なんですけれども、どうして今回こんな大きいサイズを計画しないといけなかったのかということが、まず1つです。サイズの的に考えると、計画のものは、今のものに比べると1.5倍ぐらいです。ものとしては、もちろん全然違うものになると思うんですけども、以前のものがそのまま1.5倍になったと単純に計算しただけでも、体積は3倍以上になります。ということは、重さがそうなるんですけども、これは単純にただ相似的に大きくなったという話だけで、実際には大きくなると強度の問題がありますので、それよりはるかに重くなって、大きくなると思うんですよ。例えば、支柱の太さなんかでも、全然違ってくると思います。そういうものを、この密集した状態で建てるのかどうかというのが、僕もよく理解できないんですよ。対象事業実施区域のエリアとしては、尾根筋を非常に長くとっていますよね。今は、その東側半分の方に密集したような状態で建っているということが書かれているんですけども、これは例えば、調査をやったうえで、やっぱりそこには間隔として無理だというようなことになったときは、今想定されていないところに間隔を広げてやるということを考えてうえで、計画されているのかどうかということも、ちょっと気になっています。もう1つ言うと、環境影響評価の生態系のところで、極力問題を回避できるようにとか

色々書いているところですけども、環境の改変とか、環境を悪くしないとか、そういうことを考えるのでしたら、今は何も手をつけていないところを壊すよりも、今もう既に壊されてしまっているところにか工夫をして、そこを触る方が影響が少ないに決まっているんです。例えば鳥のところなんかを見ても、影響がないように、回避できるようにと書かれています、回避なんかできません。こういうのは、改変して植生が破壊されたりとかすると、絶対に何らかの影響が出ます。そういうのを本当に回避したいという気持ちがあるんでしたら、やっぱり既に環境が改変されたりしているその場所を、どうにか工夫してやろうという、そういう事業者さん側の気持ちというか、そういうものが何か見えてこないような気がするんですよ。その辺りのところご意見聞かせてください。

事業者：頂いたご意見の1つ目の風車のサイズですが、資料の中の左側が今建っているサイズ、右側が今回想定しているサイズで、ご質問いただいた内容としては、なぜこの大きさの想定になるのかというご質問ですね。先ほどもご意見のところでもあったとおり、現状、日本ではメーカーがないということと、少しこちら側の都合にはなるんですけども、今風車メーカーの方は海外でいくつかありますが、左側のサイズの方の風車というのは、どこも作っておりません。右側のほうが今主流になっているところがございます、右側のサイズになっているというのが正直なところでございます。2つ目のご質問の方なんですけれども、できるだけ既存のものを使うべきだというご意見だと認識しているんですが、対象事業実施区域の右側の方ですね、オレンジの●で示しているところに今風車が20基ございまして、その真ん中に道路があったりとか、風車のヤードとかもありますけれども、そこは極力可能な限り活用はしてまいりたいというふうには思っております。全く何も使わないというスタンスでは私どもございませんで、右側にあるものはできるだけ使うという形の考え方でございます。

委員：私が聞いたときとは見解が変わってきているんですけど、どういうことなのでしょう。

事業者：すみません、意見が変わっているというところは、おっしゃられたとおりです。可能な限り活用してまいりたいと思っております。失礼いたしました。

会長：現在の、風力発電機が建っているところの場所を活用するということもあり得るということをおっしゃっているんですか。

事業者：全く同じ場所でするかどうかというのは今のところ分からないんですけども、可能な限り風車のヤード、あと道路等々含めて、可能な限り、特に右側のほうですね、そちらの方は活用してまいりたいという形でございます。

会長：重複した意見になって申し訳ないんですけども、現在ある風力発電機を全て撤去して、新たなところに新しい風力発電機を建てるというお話で、最初のところで方針として説明をされましたが、環境のことを考えると、できるだけ環境に対する新たな改変がない方法を探るのがベストであるということですよ。ベストどころかすべきであると。そうすると確かに、風力発電機が大きくなるからできないところも当然あるでしょうけども、組み立てができて、ちょっと広げればできるところもあるのではないかと、できるところとできないところの判断ですね。さらにそれが可能かどうか技術的なスタディをして、検討しているかどうかということが全然ないですよ。全てができるわけじゃないので、できないところも多々あるでしょうが、できるだけ環境への影響がないように、改変を少なくするために使えるところを使っていく、それを新たにやりますよという説明が、まずあるべき姿じゃないかと思

うんです。

事業者：申し訳ございません。ご指摘のとおりでございます。私のご説明が悪くて申し訳ございませんでした。

会長：ぜひそういうことを、技術開発してスタディしてほしいんですよね。それは確かに全く新しいものを置き換えたほうが楽ですけども、やっぱり環境に対しては、それは最悪の状態として考える話であって、やっぱりベストの話は常に追求する話だと思うんですよね。

事業者：おっしゃるとおりでございますので、繰り返しになりますが、私の説明が悪くて申し訳なかったんですけど、私どもとしても、できるだけ環境負荷低減を含めて、既存のものではできるだけ使うというスタンスで考えております。どうもありがとうございます。

会長：説明が悪いというか、そういう話では全然ないので。それをお聞きしたかっただけで。

委員：似たような意見が出ているので、ちょっと先走って言うておきますけれども、先ほど環境にできるだけ配慮するということが最重要で、すべきだという形なんですけど、説明資料の44ページの知事意見のところなんですけれども、アのところの事業者の見解で、気になる表現があります。知事意見は、天然林の自然度の高い森林の伐採を避けることと書いています。これに対する事業者の見解は、今後の事業計画の具体化に当たっては、天然林等の自然度の高い森林の伐採を可能な限り回避するように検討いたしますという、住民からの意見への回答と同じような内容ですね。これを乱発されていると思うんですけども、全然この知事意見を考えていないですよ。環境に配慮するうえで、自然度の高い森林の伐採を避けろというふうに知事意見は言っているんですけど、「可能な限り回避できるよう検討いたします」ということで、「可能な限り回避する」でもないんですよ。「回避するよう検討します」なんですよ。この一文だけでも、環境に対する皆様方の考え方というのが、私の中では定まっているんですよ。もう、形式的な検討だけをバーツとして、それでバーツと全部オッケーですというような形でいくという。だから、先ほど住民の方の意見を踏まえた説明をしてくださいと言ったのも、そういうことなんですよ。皆さんが、一体どれぐらい、住民から出てきた意見、そして知事とかから出てきた意見、そういうことに配慮したうえで、今後の手続き等、調査等を進めていかれるのかというところが分からない。この一文だけで、もう私は疑心暗鬼になっていると言っているぐらいの考え方になってしまったということ、併せてお伝えしておきます。ここに関しては、知事意見を完璧に無視したような回答になっているというふうに私は理解いたしましたので、もうそういう考え方なんだな皆さんは、というふうに、私はこの一文だけで思っていました。

委員：私も同じことを思っております。白馬ウインドファームさんは実際に今稼働されているので、それに伴って住民の方から苦情とか相談とかが絶対あったと思うんです。それについて反映した、新しい計画になるっていうのが当たり前ですよ。それにどういうふうに対応したのかというのを、前の業者さんから聞いてくださいと、前の審査会のときに確か、そういうことをお願いしたと記憶しております。しかしここには、それは全く出てこなくて、どこかに、前の業者さんのやったことなので、アセスと意見は使いません、利用しませんということが書いてあります。それを見た途端にもう、ショックですね。住民の方がいくら何を言っても、今までこんなにしんどかったんですよ、こんなに病院行ったんですよということを言っていたということを知っていても、耳に蓋をしていると。聞かずに、新たに検討して、それで影響がないようにと言われたって、どうなんでしょうね。丁寧に説明はしますよ、だけど聞く

耳は持っていないですよと、そういうことですよ。これは恐ろしくないですか。どうして前のデータが使いえなかったのかというのを、もうちょっと説明していただきたいと思います。

事業者：ご質問ありがとうございます。今、既設の白馬ウインドファームの方の結果を使用していないというふうに言われたのは、説明資料の 41 ページ目のところ、右側の事業者の見解のところですかね。すみません、文末になるんですが、現時点ではアセス図書の記載について承諾を得られておりませんというような記載があるんですけども、既設の白馬ウインドファームの方は、別の事業者のものにもなりますので、今回の方法書等のアセス図書に記載できる内容があるかどうかというところが、協議が必要ということでございます。ですが、基本的にそういった既設の事業の方で調査した結果ですとか、何か対応した結果というのは、随時情報としては提供いただいておりますので、その内容を踏まえた上で、今後の調査の方は適切に対応していくというスタンスではおります。その内容をどこまで書けるかというところが、今の白馬ウインドファームさんの方との協議になるという意図になります。

委員：そういうことでしたら、把握をしていますとすれば良かったんじゃないですか。把握をしてそれを活かしています、ただ図書には書けませんということなんですよ。そういう書き方をすればいいのに、これだったらやっぱり皆さんそう思いますよね。知事意見で、把握するよう努めていないと言っているのに、実はちゃんとデータを入手してその都度検討しているというのであれば、そのように書くべきではないですか。

事業者：ご指摘ありがとうございます。ちょっと誤解を招く表現だったかなと思いますので、ありがとうございます、ちょっと今後気を付けたいと思います。

会長：ちょっと同じようなことを言って申し訳ないですけども、既存の発電事業で、新しい風力発電機を迎えて、いわゆるリプレイスしていくようなことは、これから起こっていくことだと思っているんですよ。その時に何が大事かという、事業としては前の事業を受け継ぐわけじゃないから、別会社による可能性もあるし、事業自体のそのものの経営的な継続性はないような場合もあるかもしれない。しかし、大事なのは、環境ということにとっては、同じ環境の場所を触るわけですよ。環境にとっては重複で、まさに重なる。そこに対してはできるだけ、新たに触っていくけども加減が少ないようなことをやっていくということが、一番考えなきゃいけない話なんですよ。そうすると、この方法書の中で、まずはそういうことを書いておくべきじゃないですか。この事業は、前の事業があるので継続すべきところもあるし、やらないところもあるしといった中で、それを最大限に生かして、単に新規に、新しくするものの方法論と違って、そういうことを考えた立場で方法論を考えていくのが、事業者の社会的使命と考えるというようなことを書いてほしいんですよ。そうしないと、継続性があるかどうかとかその辺りが非常に曖昧な形になるので、環境をどういうふうに触るかというのを、非常に強い意味で言えば宣言しなきゃだめなんじゃないですか。それが環境保全するということでしょう。そういう態度というか、ものの考え方というか、書き方というのが非常に不安定に感じて、申し訳ないですが、心配なんですよ。

事業者：先ほどの頂いたご意見と同じで、重複しておりますけれども、場所自体は同じというか、同じエリアのところですので、ご指摘のとおり、環境影響という点で見れば一つの視点になるというふうに意識はしております。そもそも、今回記載のところについては、申し訳なかったんですが、その辺を踏まえて、修正してまいりたいと思います。

委員：間違っていたらすみませんが、私が工事工程のところでお伺いしたのも、最初に見たときに、

完全に平行で、既存のところを丁寧に使いながら、撤去してみてその状況を見て判断して、そのうえで一定の修復なりを盛り込みながら、既存の土地や場所なんかを活用してやるとなると、こうならないなと思ったんですよ。それで、あえてお伺いしたんです。今、会長なり他の委員が言われたような累積的影響というのは、単に騒音レベルが付加されるとか、工事用車両の台数が増えるとか、単に項目で○×するというようなことではなくて、もっと、空間自体の累積的な影響をできるだけ軽減していくという視点で、工事計画なりこの事業の計画全体に、姿勢として反映してくださいというのが、会長の指示でもあったと思っております。そうすると、工事工程なんかにも反映されてくると思いますので、その辺りを踏まえて、ご議論お願いできればと思います。私はもうコメントで結構です。

会長：それでは、またご質問がありましたら、後ほどご発言いただくとして、続いて、環境影響評価の予測及び評価の方法について、事業者から説明をお願いいたします。

事業者：それではまず、環境影響評価の項目の選定についてご説明いたします。説明資料の18ページと19ページに、それぞれの項目の一覧を記載させていただいております。本事業については、表に記載のとおり、騒音、振動、超低周波音、水の濁り、重要な地形及び地質、風車の影、それから19ページの方で動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物と放射線の量、これらを評価項目として選定してございます。この表の見方なんですけれども、表の中で赤いハッチがかかっている部分、こちらがアセス省令の参考項目と言われるものでございます。この中で赤色のハッチのない超低周波音、こちらがいわゆる参考項目で、一般に風力発電事業で調査予測評価されるべきものとして選ばれている参考項目から外れているんですけれども、本事業については、騒音や超低周波音について住民の方の心配の声もあるということで、超低周波音を評価項目として選定してございます。それから、◎と○の違いなんですけれども、○については本事業における環境影響を検討する項目、一方で◎につきましては、他事業との累積的影響、本事業の影響と累積的影響も検討する項目としてお示ししてございます。続いて、累積的影響の検討対象とする事業を21ページの方にまとめてございます。左側の方が、大気環境、騒音、振動、超低周波音ですね、それからその他の環境要素としまして、風車の影と産業廃棄物、景観、人と自然との触れ合いの活動の場ということで、周辺の既にある既設の事業の位置関係を整理させていただいております。一方で、動物、生態系につきましては、飛翔性動物、鳥類への影響が考えられますので、こういった尾根の上を飛翔する猛禽類ですとか、渡り鳥、そういった種類の累積的影響を考慮しまして、白馬山脈の尾根状に位置する既設風車との累積的影響を検討する方針としてございます。続いて、調査予測及び評価の手法ということで、具体的な手法のご説明に移ります。まず、騒音、振動、超低周波音について、23ページにお示ししてございます。左側に調査内容の一覧と、右側に地点図をお示ししてございます。このうち、道路交通騒音、振動につきましては、右側の黄色の●でお示ししております4地点、こちらを平日と休日の2回行う計画としてございます。それから、環境騒音につきましては、青い●と赤い●の両方なんですけれども、こちらの13地点を1季行う計画でございます。あと、残留騒音と超低周波音につきましては、赤い●でお示ししている12地点、こちらを4季行う計画でございます。予測評価につきましては、調査結果に基づいて、予測モデルとか伝搬理論式を用いまして、本事業の影響予測、それから、基準等との整合性を評価するというのを計画してございます。また、超低周波音につきましては、ご心配の声もあるということで、可能な限

り離隔等も踏まえたうえで予測評価していきたいと考えてございます。24 ページの方が、調査地点の拡大図になります。続いて 25 ページ、こちらが水の濁りでございます、こちらも記載内容は同じで、左側に調査の内容の一覧と、右側に地点図をお示ししてございます。調査内容としましては、事業地周辺の 16 地点、右側の青い●でお示ししている地点で浮遊物質量と流量の測定を行います。こちらは 4 季と降雨時の 2 回を予定してございます。それから、事業地中央の赤い●でお示ししている 1 地点、こちらが土壌採取する地点として計画してございます。これらの調査結果の値、降雨の条件といったものをもとに予測式を用いまして、沈砂池から排出される浮遊物質の量はどれくらいか、また、傾斜や濁水の到達距離に関する計算式を用いまして、排水が河川へ流入するかどうか、こういったところを予測していく計画としてございます。続いて 26 ページ目、左側に地形及び地質と、右側に風車の影について記載をしてございます。地形及び地質につきましては、まず文献調査で、事業地の周辺で重要な地形や地質が、こういったところに分布しているかといったところの特性を把握するという計画でございます。現状把握しているものが、下の図にお示ししているものでございます。予測評価につきましては、こういった重要な地形や地質の分布状況等と、それがどの程度改変されるのかといったところで、予測を行う計画としてございます。続いて右側の風車の影、こちらにつきましては、まずシミュレーションを行いまして、風車の影が生じる範囲と時間を予測します。その後、実際に現地調査を行いまして、そこがこういったふうにご利用されているのか、地形とか遮蔽物の有無の状況はどうかといったところを把握したうえで、基準等との整合性を予測、評価するという計画でございます。一旦、ご説明の方はこちらで区切りたいと思います。

会 長：では、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ありますでしょうか。

委 員：すみません、説明資料の 21 ページの地図に関連して教えていただきたいんですけども、場所の確認と言いますか、他の事業の場所の確認です。方法書の 25 ページの 2-23 の地図でございしますが、串ヶ谷峰と長者ヶ峰の間のところに、14 番として（仮称）紀中ウインドファーム事業がございしますが、（仮称）紀中ウインドファーム事業というのは、もっと東の方、この地図で言いますと 11 番の、（仮称）DREAM Wind 和歌山有田川・日高川風力発電事業の、まだ右手の方じゃなかったでしょうか。25 ページの地図で、14 と書いているところには、何もないのではないかと思うんですが。

事業者：ご質問ありがとうございます。25 ページの図のところ、右側の端に、10 番のオレンジ色の塗りつぶしの範囲があると思うんですが、そのオレンジ色の範囲の中心部を横切る形で水色の線状のものが入っていると思うんですけども、ここも 14 番の事業区域として設定されているものでして、要は、搬入路とかも改変をしますので、事業区域としてお示ししております。実際に風車が建つのは、おしゃるとおり、もっと東の方になるということなんです。あくまでも計画中のものですので、風車の位置ではなくて、事業区域でお示ししている形となっております。

委 員：水の濁りについて、こんな形で調査されるということなんですけど、この辺りの水の利用というのは調べられているんでしょうか。浄水場の位置はマーキングされていますけど、飲料水を取っているところとか、農業用水を使っているところとか、そういうところの調査、小さな集落でそういう水の利用があるのかないのかという調査はされているのかどうかというのを、ちょっとお伺いしたいです。

事業者：その辺りはまさにこれから、地元の状況をお聞きしていきたいと思っています。今のところ、それほど生活用水として使っているというような話は、ほとんど頂いてなかったかなと思います。

委員：調査をされるということですか。

事業者：地元色々入っていきますので、その段階で地区長さんですとか、そういった方々の皆様方にお聞きして、といったところで想定しております。

事業者：もう1点、水の濁りの調査で、4季と降雨時2回と記載されているんですけど、1回の調査というのは、何日ぐらいとか、何時間ぐらいなんですか。

事業者：4季の方ですと、基本平水時と言いましょうか、晴れているときで、ある日にやってもその次の日にやってもほとんど流量とかは変わりませんので、1日でやるかもしれませんが、2日掛かりですとか、3日掛かりとかでやることも想定されます。

委員：それは、1日でやりましたとか、3日でやりましたとか、調査データとして出てくるわけですね。

事業者：何月何日に実施しましたといったことは、もちろん図書の方には掲載いたします。降雨時の方は、雨が降った時その時で、次の日とかになってしまうと流量などが全然変わってしまいますので、その日のうちにやります。地点数がかなり今回多いので、正確にはまだ計算していないんですけど、何班かの体制を組んで、大掛かりにやるといったことになると思っています。

委員：関連の質問になります。ちょっと無茶を言うことになるかもしれないんですが、方法書の364ページに、降雨時は一般的な降雨時として台風等の大雨時は避けるものとする、と書かれているんですけど、大雨のときほど濁水が出る可能性があるんですね。ただ、調べるのは非常に危険というのもあります。でもそのときのデータがあった方が、逆に風車の影響ではないですよということも言えるので、危険ですけど、可能であれば、やはり大雨のときも調べるべきじゃないかと思うんです。

事業者：おっしゃることはよく分かります。こちら、どうしても山間部の方になりますので、アプローチも非常に厳しく、間違っても鉄砲水みたいなことにあたってははいけませんし、そこは我々もできるだけまとまった雨が降った時、多い時に行きたいんですけども、やはり安全第一でやらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

委員：データとしては、それが大事だと思うんですね。

事業者：おっしゃるとおりでございます。降雨時2回は予定しておりますので、1回やってみて、もう1回はできるだけというところで、場合によっては、ある地点はアプローチできるけれども、ある地点はアプローチできないとか、そういったこともあり得るかと思いますが、今のご意見を踏まえて、全地点ができなくても、チャレンジしてみるといったことも検討してみたいと思います。ありがとうございます。

会長：それでは、またお気づきの点がありましたら、後で聞かせていただくとして、続きの説明をお願いいたします。

事業者：続きまして、27ページ目以降の、動物、植物、生態系についてご説明させていただきます。まず、27ページにお示ししているのが、左側が動物、生態系の共通事項というところと、右側が植物の予測評価等になります。動物、植物で共通するところもあるんですけども、調査につきましては、文献調査をまず行いまして、周辺に生息、生育する可能性のある動植物

をリストアップしていくといったことを計画しております。それから、実際に現地調査を行いまして、動物につきましては重要な種、それから生態系については上位性、典型性に該当する種、こういったところの分布状況をもとに、それらの環境がどの程度改変されるかといったところで予測を行う計画としております。また加えて、鳥類につきましては、飛翔経路への影響ですとか、計算モデル式を用いまして、風力発電機への衝突率といったところの予測も行ったうえで、評価を行う計画としております。また動物、生態系につきましては、累積的な影響の予測も行ってまいります。植物につきましても、動物と同様になるんですけども、重要な種、重要な群落の分布、これらがどの程度改変されるのかといったところで予測、評価を行っていく計画としてございます。続きまして 28 ページに、動物のうちの哺乳類、爬虫類、両生類、昆虫類、こちらにもう少し詳しい調査方法、調査地点を記載してございます。哺乳類につきましては、目撃・フィールドサイン法、無人撮影法、トラップ法、この3つの手法を予定してございまして、上の2つ、無人撮影法と目撃・フィールドサイン法につきましては、年4回を予定しております。それから、トラップ法につきましては、冬を除いた3季を予定してございます。両生類と爬虫類につきましては、目撃・捕獲法を予定しておりまして、こちらは4季を想定しているんですけども、冬はなかなか出現がみられない種になりますので、早春期を加えた4季を予定してございます。それから、昆虫類につきましては、任意採集法とベイトトラップ法、ライトトラップ法、こちらを、冬を除いた春夏秋の3回予定してございます。調査地点につきましては、下の図にお示ししているとおりなんですけれども、これ以外に例えば、目撃・フィールドサイン法等の任意踏査で行う調査につきましては、この一点破線の黒線でお示ししている調査地域を可能な限り網羅できるように、任意に踏査して実施していく計画としてございます。続いて 29 ページ、動物のコウモリ類に関する調査についてご説明いたします。コウモリ類については、まず、ねぐら探索、こちらは昼間に周辺の横穴ですとか、橋の下、こういったところでコウモリ類のねぐらがある可能性がございまして、そういったところの確認を1回行う計画としてございます。続いて真ん中のかすみ網による捕獲調査、それからバットディテクター、コウモリの超音波を記録できる機械なんですけれども、これによる周辺の確認としまして、冬を除いた春夏秋の3回予定してございます。それから常時録音、こちらはバットディテクターを尾根上とそれから平地1地点の計3地点に、高度別に設置いたしまして、高い高度を飛ぶコウモリ類の音声、一方で低い高度を飛ぶコウモリ類の音声、これがどれだけあるのかといったところを、機械を通年設置しまして記録していくという調査になります。調査地点につきましては、下の図にお示ししているとおりでございます。続いて 30 ページ目、こちらは希少猛禽類調査でございます。希少猛禽類、いわゆるワシとかタカの調査ですけれども、こちらは定点観察法という手法を、20回程度、2営巣期を予定してございます。調査地点は下の図の青い●でお示ししている地点、これらを適宜、当日の気象状況ですとか、実際のワシ、タカの出現状況等を踏まえて、これらの地点で実施していく計画としてございます。続いて、渡り鳥についてが 31 ページになります。渡り鳥も猛禽類調査と同様に、定点観察法を予定してございます。調査期間につきましては、春の渡りが3回と、秋の渡りが4回の計7回を予定してございます。調査地点については、より海側に近いような、猛禽類よりも少し広範囲に飛翔状況を確認できるような地点配置としてございます。続いて 32 ページ目が、動物の魚類、底生動物になります。魚類、底生動物につきましては、捕獲法と定性採集法を予定してございまして、

魚類については春夏秋の3回、それから底生動物につきましては、夏秋冬の3回を予定して
ございます。調査地点は、先ほどお示した、水の濁りの地点と同様に、周辺の河川で青い
●でお示している地点で実施する計画としてございます。続いて33ページが植物の調査
手法になります。植物につきましては、植物相の調査と植生の調査を予定してございまして、
植物相につきましては、踏査、周辺を任意に歩いて確認していく調査ですが、こちらを春夏
秋の3回予定してございます。それから植生につきましては、まず航空写真の判読を行いま
して、それから、実際に現地に入って植生を区分していく現地調査と、ブラウン-ブランケに
よる植物社会学的方法ということで、実際にコドラートを設置して、その中にどういった植
物種が生育しているかといった手法のものを、夏から秋にかけて1回実施する計画としてご
ざいます。下側の植物相の調査範囲については、対象事業実施区域から300mの範囲を予定
しておりまして、青い線でお示している範囲になります。それから、植生の方はより広い
範囲ということで、対象事業実施区域から1,500mの、黒の一点波線で示している範囲で行
う計画としてございます。続いて34ページ目、こちらが生態系の上位性として、現段階でク
マタカを想定しておりまして、その調査手法を示したものになります。まずクマタカの生息
状況につきましては、先ほどご説明した猛禽類の定点観察法による調査も活用しながら、生
息状況を確認していきたいと考えております。それから、クマタカの餌資源としましては、
ノウサギ、中型の鳥類、ヘビ類、これらをそれぞれ糞粒法とスポットセンサス法、目撃・捕
獲法、こういった手法でどれだけ周辺に餌資源があるかといったところを確認していく計画
としてございます。餌資源につきましては、いずれも年4回を想定してございます。続いて
35ページ目が、生態系のうちの典型性としまして、当該地域の典型性の種としましては、林
縁性の鳥類を想定してございます。林縁性の鳥類の生息状況の確認としましては、スポット
センサス法といわれる手法を年4回予定してございます。それから餌資源としましては、果
実と昆虫それぞれシードトラップ法、これを秋に1回と、昆虫類についてはビーティング法
とスウィーピング法、これを春夏秋の3回実施する計画としてございます。以上、生態系ま
で一旦ご説明の方は区切らせていただきたいと思います。

会 長：それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

委 員：すみません、この調査の色々細かなスポットの地点とかを見せてもらったんですけども、例
えば説明資料の29ページのコウモリとか、30ページの希少猛禽類、この辺りの調査のどこ
ろなんですけど、その次の31ページの渡り鳥のところも同じです。この3つに関して言いま
すと、赤い枠で囲まれているところが対象事業実施区域ですよね。風車が設置される場所
ですよね。例えば、コウモリに関して言いますと、この中にたった2箇所だけです。しかも、
かすみ網で実際捕まえてという調査に関しては、この中から外れています。どうしてこれは
外しているのでしょうか。一番影響があるのはやっぱり、この風車が設置されて、そこでこ
の風車にぶつかって死んでしまうというところで、そこが一番困った問題だと思うんですよ。
特にかすみ網で実際捕まれば、確かにそこで飛んでいたという証拠になります。その区域の
場所で調査をやらずに、この別の場所でやるとしているのは一体どうしてなのかなというの
が1つです。次に、30ページのところの希少猛禽類のところなんですけども、これも上空や
山肌が見える場所で地点を設置するというので、全部この調査エリアが網羅されていると
いうふうに見えるんですけども、実際の風車が設置される地点には、全く調査地点が設置さ
れていません。▲で示されている、今現在の、今後撤去される風車のある辺りの場所とか、

その左側の何も印がついていない場所、この辺りでも、上空と山肌に見える場所はいくらでもあると思うんですよ。そういうところで全く調査をせずに、その周辺にわざわざ移動させて、肝心なところの調査を、何もやるつもりはないのかなというふうに感じました。その次は31ページの方で、これは渡り鳥のところですけども、とても広い範囲に調査地点をとっていますが、この対象事業実施区域の中には、2箇所しか予定されていません。渡り鳥ということなので、鳥が渡っていくときに、どの種類がどのコースを通過して渡っていくかを調べるという目的の調査だと思うんですけども、こういう広い範囲で調べて、この調査実施区域の中に一体どんな鳥がどんなふうなコースで飛ぶかなんていうのは、まず分からないと思います。実際に鳥が渡っていくというのは、茂みの中をずっと伝っていったりとか、高いところを群れで渡っていくなんていう鳥はあんまりないんですよ。タカ類とかヒヨドリとか、そういうのは結構目立ちますんで分かりますよ。でも、他の小鳥類っていうのは、みんなそんな目立つところを通りません。特に夜間渡っていく鳥もありますしね。だから、こういうところで調査するぐらいだったら、今周辺に散らばっている調査地点を、この対象事業実施区域の中でもっと密にやったほうがよっぽどよく分かるんじゃないかなというふうに思うんです。実際、例えば34ページのクマタカのところでしたら、調査区域の中に非常にたくさん調査地点を置いています。同じぐらいのことをやっぱりやらないと、なかなか分からないんじゃないですかね。ちょっと色々言いましたすみませんが、次は、方法書の方に戻って、133ページの、白馬ウインドファームにおける実態の把握のところですよ。これの一番下のところに、猛禽類の状況で、白馬ウインドファーム株式会社からの提供資料によるとということで、サシバ、クマタカについては対象事業実施区域の周囲において営巣地が確認されていると書いていますので、これはもうおそらく場所を掴まれていると思うんですけども、そのことも考えたうえで、その周辺のところにこの調査地点を置いているのかどうか、この辺りもちょっと気になる場所なんです。だから全般的に、まずはどうして対象事業実施区域の中のところでもっと密に調査をしないのかということと、クマタカに関してはその辺りを聞きたいと思っています、以上です。

事業者：ご質問ありがとうございます。まずコウモリ類のかすみ網の調査地点についてのご質問になりますけれども、今回風力発電事業の影響を予測するということで、主に対象になってくるといいますか、影響が懸念されるものが高い高度を飛行する種類になるかなというところで考えております。おっしゃるとおり、既設の白馬ウインドファームの風車が設置されている尾根部の調査というのが一番適しているというのも認識はしているんですけども、この辺りは既に白馬ウインドファームの管理用道路ですとか、風車の設置ヤードといったものが造成されておまして、上空がかなり開けている状況になっております。そういった場所で、かすみ網ですとか、ハートラップも含めて、捕獲網を設置しても上を逃げられてしまったりですとか、もちろんもともと、本来高いところの捕獲はかなり難しいので、せいぜい樹幹ぐらいの高さのものしか捕れないだろうというような、ちょっと調査の効率性の問題というところが1つの懸念として考えております。一方で、今設定しております、KN.1で示している緑色の地点は、確かに谷部にはなるんですけども、沢筋の林道になっておまして、こういったところの方が、この辺りにどういった個体が飛行するかを把握する意味では、捕獲の効率も上がりますし、適切な把握ができるんじゃないかというところで設定をしております。あと、調査手法項目のところの真ん中に、かすみ網の捕獲の調査及びバットディテクタ

一による周辺の確認ということがございますけれども、このバットディテクターによる周辺の確認というのは、バットディテクターを持って任意踏査するものでございまして、こちらについては、調査範囲としてお示ししている一点破線の範囲で任意踏査を行いまして、どういったコウモリ類の個体かまで分からないですけれども、どういった周波数帯の個体が活動しているかといったところを把握していくというような設計で考えてございます。続いて、猛禽類の調査地点について、渡り鳥も同様になるんですけれども、まずこの可視領域図というのが、ちょっと適切な表現が分からないんですけど、あくまでもイメージになっております。尾根部のピンク色のところが、上空と山肌に見える範囲というふうにしておりますけれども、この山肌というのは、いわゆる地表部になりまして、おっしゃるとおり尾根部のところは、ピンク色の方が少なく見えるんですけれども、既設の風車が建っているブレードの回転域というのは、ほぼどの地点からでも見えております。あくまで尾根の地面が見えていないというだけで、この可視領域図の見方というか、解釈としてはそういったものになっておりまして、既設風車 20 基建ててございますけれども、東側の方の地点全てを使えば、20 基分のブレードの回転域は観察ができるということになります。あくまでも希少猛禽類の調査になりますので、小型の猛禽類ですとか、中型大型の猛禽類も、周辺からの観察でも十分個体を捕捉することができるような距離感というところで設定をしているのと、あとちょっと図の下の方に注意書きを入れてございますけれども、現地の状況に応じて地点を変えたりですとか、場合によっては新たに地点を設定したりとかというところで、先ほどの 3 章の方の、既設の白馬ウインドファームの方の調査結果でも、サシバ等の営巣地が確認されているという文言がございますけれども、そういった場所の観察も、今設定している調査地点で十分観察できるというふうに考えてございます。最後、渡り鳥について、こちらと同じような、可視領域としては同じような見方になるんですけれども、渡り鳥というふうにしておりまして、小型の鳥類、そういった渡り鳥と、あと猛禽類も渡り鳥がございまして。あとは水鳥、そういったものも一応対象として考えているというところで、有名なのはといいますが、思いつくのはタカの渡り、特にこの地域ですね、四国の方から渡ってくるもの、逆に秋になると四国の方に帰っていくものがございまして、そういった場所がこの図にはございませんけれども、西側にある日ノ御崎というのが玄関口になっていると。そこから入ってきた個体がどの方角に紀伊半島を横断していくかというのを、ある程度の活動量といいますが、飛翔量の濃淡として把握するために、MB. 7 ですとか MB. 6 とか MB. 8 といったような、事業地の西側の方に 3 地点、概ね縦方向に並ぶように設定をしているという設計でございまして。おっしゃるとおり、小型の鳥類の場合、茂みの中ですとか、個体群としても小さくなりますので、そういったものを周辺から観察するのは難しいということで、尾根部のちょっと上が開けるとは言いますが、横側といいますが、尾根部のところは、本当に上しか見えないので、視野は狭いんですけれども、可能な限り小鳥類の渡りが、実際に風力発電機が設置されているような尾根部を利用しているかどうかを把握する場所として、MB. 1 と MB. 4 を設定しているといったところで、この辺りの猛禽類とか、そういった個体群の渡りのルートが、どこが多いのかというのを広域に設定するのと、小鳥類がこの事業区域の中を渡りの経路として使っているかどうかというのと、そういったいろんな観点を踏まえて、こういった地点配置にしているというところでございます。

委員：ではもう 1 つだけ聞きたいんですけども、例えば、渡り鳥の調査なんかでしたら、回数が

7回となっていて、春が3回、秋が4回となっています。この1回というのは何日ぐらいのことを考えておられるのでしょうか。

事業者：調査日数としては、1回当たり3日間連続を予定しております。先ほど、説明が漏れてしまったんですけども、希少猛禽類の調査も3日間別の日程で予定してございます。ですので、渡りの時期になりますと、猛禽類の調査を含めると、月によっては月2回、6日間調査に入るようになりますので、この渡り鳥の調査だからといって渡り鳥しか見ないわけではなくて、各々の調査項目でそういった渡りの個体ですとか、その周辺の繁殖個体といったものは、補足的にどんどんデータを取っていくというようなところで計画をしてございます。

委員：植物についてちょっと教えてください。植物の調査について、植生については、航空写真の判読及び現地踏査による植生区分を行うというふうになっています。それで、その成果については、どんなものが出来上がるのでしょうか。今掲載されている植生図は環境省のもので、多分これが修正されてくると思うんですけど、修正された地図ができるのかどうか、まずそれをお伺いしたいです。

事業者：おっしゃるとおり、今お示ししているのは環境省の方で整理されている植生図になりまして、航空写真の判読と現地調査による植生区分では、これの更新版を作成して、それをこの次の準備書の方に掲載するということになります。

委員：その際の、この凡例なんですけど、この凡例も当然環境省のもので、今記載されていると思うんですけど、紀伊半島へ来てこの辺へ行くと、なかなかこれのどこへ落とし込んでいいのかというのが難しくなる場合も多いと思うんです。その場合、どうしてもここに落とし込まなければならないのだったら、それでも構わないんですけど、例えば、実際にその地域のここをシイ・カシ二次林としたというような場合に、備考かなんかに、主になっているのは何なのか、属になっているのは何なのかという、その辺りの具体的なことが分かるような説明を入れていただけると、我々としては把握しやすいなと思いますので、お願いします。

事業者：ご意見ありがとうございます。ブラウン-ブランケの植物社会学的方法を、調査方法として記載させていただいておりますが、これがいわゆる群落組成を調べる調査になっております。経済産業省の方からも、植生図を作成するときの凡例区分は、むしろ環境省の統一凡例を使うなど、その地域にあった凡例を、その群落組成を見ながら凡例名を決めていきなさいというような、独自に作るというような方針で今指導を頂いておりますので、この事業についても、ブラウン-ブランケの方法でコドラート調査をして、群落組成を見たらうえて、優占種だったり構成種、そういったものから、統一凡例じゃなくてこの地域に合った凡例名を決めていくと。配慮書の際にも、この地域の天然林についてのご意見、タブノキが珍しいというような話もございましたので、そういった自然度の区分も、この地域にあった植生凡例を見ながら、自然度が高いのか低いのかというところで、区分していくというような計画をしております。

委員：今のところなんですけれど、先ほど知事意見のところ、ちょっと前に言いましたけれども、この調査によって、知事意見に対する対応は全部できるんですか。

事業者：まず、この地域において天然林、自然度の高い森林というのがどこにあるのかといったところが、最初の検討になるかなと思いますけれども、そこの結果を踏まえまして、工事計画と擦り合わせながら、自然度の高い森林の範囲が改変区域にかかるようであれば、計画の変更ですとか、そういったところを検討していきたいというふうに考えております。

委員：では、この結果を受けて、知事意見で示すような対応を取っていただけるという理解でよろしいですか。先ほど私は、これじゃあ知事意見を否定しているようなものですよ、というような発言をしましたけれども、そうではないという理解で宜しいですか。

事業者：知事の意見の内容を無視する意図はございませんので、今後の調査の結果次第になりますけれども、工事の計画と調査の結果を合わせて、自然度の高い森林の回避といったところは、最大限検討していきたいというふうに考えております。

委員：知事意見のウの回答なんですけれども、植物調査においては、直接的な変化が生じる重要な種などの有無を適切に把握できるよう留意しますということなんですけれども、把握できるよう留意するって、どうするつもりなんです。この調査で何をどう留意して、それから何をされるんですか。

事業者：こちらの知事意見のウの内容というのが、調査の地点ですとかルート、そういったものを面的に行うことというような内容になっておりますので、その時点の工事計画のことにはなりませんけれども、植物は移動できるものではないので、変更区域になる場所をちゃんと調査できるようにやっていると。もし、工事の計画変更があって、変更区域が変わって、その辺りは踏査できていないということであれば、それはまた追加的な対応ということも考えていったうえで、今こちらに記載しているような、直接変化が生じる場所の把握に努めるというような方針でございます。

委員：それを全域でできるんですか。コドラート調査をすると言われていましたよね。

事業者：コドラート調査は、変更区域というよりは、植生区分をするために、どういう群落かという代表地点を選んでやっているものですので・・・

委員：全域できるわけじゃないですね。

事業者：重要種の有無というところではいきますと、先ほどの説明資料の、踏査による目視確認、植物相の調査の方で対応していくというような内容になっています。

委員：目視確認は全域でやるんですか。

事業者：この事業区域の赤い枠線の外側に、青い実線で描かれている部分、これが調査地域になりますので、特にこの中で変更区域になるところは、確実に踏査できるようにしていくという考えでございます。

委員：ここは今、知事意見のウの内容のところ、変更区域のことなんですけれども、アとかイの内容もありますので、全部やらないと、アとかイのことまではできないんじゃないでしょうか。

事業者：アとイについては、植生調査の方で対応していく内容でございます。植生調査で自然度の高い森林の範囲と、工事計画の重ね合わせといったところに対応していきます。

委員：でもこれは、現地踏査と書いているので、全部回られるんですか。今言ったのは、植生の航空写真の判読及び現地踏査による植生区分の話で、これでやりますとおっしゃったんですよね。

事業者：そうですね、こちらでは植生調査の、2種類の調査の方法を記載しておりますけれども、これは手法としては別になるんですが、成果としては一つのものというのか、まずは航空写真で判読をして、あらかたの植生図の補正版ということで、先ほどもご質問ありましたけれども、環境省の植生図をベースに航空写真を用いて補正をしていくと。それで、航空写真で判読しきれないものについては、現地に実際に赴いて何の群落なのかといったところを区分してい

って、区分線を細かくするのか、統合していくのかというような作業をしていって、最終的にはこの植生図の更新版を作成します。その植生図の更新版をもとに、それぞれの植生凡例ごとにコードラートを設定しまして、そこの構成種がどうなっているのかというようなところを踏まえたうえで、自然度の高い低いとか、もうちょっとここの植生区分の凡例を細かくした方がいいんじゃないとか、そういったものを考慮していって、最終的な植生図として準備書に掲載する植生図というものが出来上がって、プラスその自然度というのがどうなのかといったものが、群落組成表として現れていくということになりますので、その結果を用いて、自然度の高い森林の範囲と改変区域が重なっているかというような検討をしたうえで、こちらの知事意見のアとイへの対応というふうに考えているというところでございます。

委員：代表的に知事意見が出ているので知事意見で話をしていますけれども、一応、今回の方法書に記載されている内容をすれば、知事意見に書いてあるような、森林を保全する、自然度の高い森林の伐採を避けるといったことを含めて、しっかり対応いただける調査にはなっているという理解で宜しいわけですね。

事業者：そのような計画としてございます。

委員：先ほどの動物、鳥類の件で、私は必ずしも専門ではないのですが、方法書の133ページ、実態の把握のところ、(3)にバードストライクやバットストライクの可能性があるというような記載がございます。説明資料の44ページ目には、知事意見として、白馬ウインドファームの稼働時でのバードストライクの情報収集に努め、というところがあります。今、タイムラプスのカメラですとか、それから赤外線カメラを使って、バードストライクのモニタリングをするということも、実際にできる調査として始められているようなことも伺っているのですが、ここではバードストライクそのものを、事業者自身でモニタリングして確かめるという方法での調査計画のご検討はなかったでしょうか。

事業者：ご質問ありがとうございます。おっしゃるとおり、バードストライクの調査の必要性というところは認識しております。方法書の方にはちょっと記載はできておりませんが、今白馬ウインドファームさんの方と協議をさせていただいております。実際にサイト内に立ち入ったバードストライクのモニタリング調査と、先ほどの猛禽類調査とかそういったところで、風車に対する反応と言いますか、明らかに避けているだとか、嫌がっているだとか、そういった動きがないかといったところも含めて、今後、現地調査とか既存資料とか、そういった知見も含めて情報を収集して、準備書段階で予測をしていくというような考えではございます。

委員：今現在稼働中の風車があるという状況がありますので、最大限活用いただいて、貴重な知見にもなるかと思っておりますので、ぜひ前向きにお願いいたします。

委員：実際にやられる方向も含めてのご検討と伺って宜しいですね。

事業者：そうですね、頻度とどういう範囲でやるかと、そういったところですね。

委員：前のところの質問とも被る内容なんですけれども、方法書の133ページの白馬ウインドファームにおける実態の把握というところなんです。ここは、(3)のところのバードストライクがあったようだということや、(4)の、先ほど質問して回答いただけませんでしたけれども、営巣地が確認されたとかが記載されていて、要するにこれは、白馬ウインドファームさんの方からちゃんとデータは全部もらっているというふうに、僕はここを読んだときに把握して、ただそれは公表できないから、こういうところには書いていないんだというふうに受け取っ

たんです。これは県の方に聞かないといけない質問なのかもしれないんですけども、こういう大規模な事業計画をやったときにアセス調査をしますよね。やったときに、そのアセスのデータの所有権みたいなものは、僕は県に行くものだと思っていたんですが、そうではないんですね。これは事業者のほうで握ったもので、県の方としてはどうにもできないという、そういうことでよろしいのでしょうか。

事務局：アセスの方で調査された結果につきましては、アセス図書も含めて事業者さんのものになります。

委員：ということは、データに関しては和歌山県の方としても完全に見ることはできない、要するに把握ができないということで宜しいのでしょうか。

事務局：提出されたアセス図書としては見ることはできますが、その後ろに隠れているような、膨大なデータについては把握できておりません。

委員：分かりました。なぜこんなことを聞いたかと言いますと、ここの実態の把握というところは、過去にこの白馬ウインドファームではこんなことがありましたということ、これだけなんです。鳥でも植物でもコウモリでも調査をやると思うんですけども、過去にこうであって、それと比較して現在こう変わったので、それに対して事業者さんとしては、保全するにはこうすればいいというようなことを提案したいという、そういう感じに持ってきてもらえたら一番ありがたいと思っているんですよ。白馬ウインドファームの過去のデータ、どの程度入手されているかというのは、僕はよく分かりませんが、やはり過去と現在との比較というのはとても大事だと思うんです。このときの調査はおそらく、ここから読み取ると2005年ぐらいにアセスの調査が始まって、2010年ぐらいから稼働が始まって、今現在もまだ撤去するまでは動いている状態、その間で、2005年の調査のときからどれだけ変わったかということが分かると思うんです。その後、今度は撤去して、また新しいものを作るとして調査に入ると思うんですけども、その調査でまたどうなっているかという、例えば植生なんかだったら復活というのがありますよね。その当時はどうなっていて、今現在どうなっていて、その段階で当時壊れていたとか、どれだけ変わったかとか、そういうようなこともおそらく分かってくると思うんです。その辺りは今回、もしも実際のアセス調査をやるとしたら、ただ単に現状がどうかということだけじゃなくて、過去との比較でどうなっていて、そこから予測できる今回の影響はどうなっているかという、その辺りのところもぜひとも調べてもらいたいと思っています。

事業者：ご意見ありがとうございます。今頂いたご意見も踏まえて、繰り返しになってしまうんですが、アセス図書の方でどこまで記載できるかというのは、白馬ウインドファームさんとの協議にもなりますけれども、過去との比較ですとか、今稼働している状況での現況、それからそれを踏まえた上での予測結果というふうに結びつけていきたいと思っておりますので、頂いたご意見を踏まえて、準備書の方で対応していきたいと思っております。

委員：自然度のことがちょっと引っかかっていて、自然度7の森林について、貴重な天然林であることから、というふうに知事意見の方に書いてあるんですね。自然度7について検討されているのかなと思って一生懸命見たんですが、方法書の284ページを見ますと、自然度9と10はちゃんと図の中に入っているんですけど、7は検討されていない、7も8も入っていないんですね。里山ですから、本当はこの区域内に食い込んでいるはずだと私は思うんですが、検討もされていなかったんだなというのがちょっと残念な気がするんですけど。自然度7と

8の部分について、把握されていますよね。

事業者：今、284ページのほうに図示しているのは、自然度9と10のみとなっておりますけれども、8以下のものについてもデータとしては重要とっておりますので、把握はしております。ただ、これが元々の環境省の全国の統一凡例を基にした自然度ですので、知事意見の内容としては、この地域の植生として、自然度7に該当するようなものも重要なものではないかというふうに位置付けなさい、というような趣旨と理解しておりますので、先ほどご説明したとおり、今後の調査の結果を踏まえて対応していきたいと思っております。今の284ページのところは、配慮書の方で記載したページをそのまま転載しておりますので、内容としては自然度9と10のみとなっておりますけれども、準備書の方ではきちんと対応したいというふうに思っております。

委員：もちろん、環境省の植生図というのは誰でも見られて、簡単に引用できるような、そういうデータなんです。自然度7や8、そういうのはやっぱりちゃんと調べてというか、県の方の資料とかも見ないと、書けないデータなんです。そういうところを飛ばしているというところもちょっと不信感ですね。知事意見で言われているにもかかわらず、この方法書に書かれていないというところも、ちょっと不誠実なような気がしますので、ぜひやってほしい。それで、調査回数について何も書かれておりません。植生調査というのは、やろうと思えば、私も昔学生の頃やりましたが、ものすごく真面目にやるか、いい加減にやるかで、回数が変わる調査でもあります。環境省のこの群落区分を網羅するというだけの目的であれば、本当に1日でもできてしまうようなものですよ。本当に何回やってくれるのかなというのも、気になるところです。もし、何回やりますよというのを言っていただけたらありがたいなというふうに思うんですが。

事業者：ブラウン-ブランケの調査の回数としては、今のところ予定しているのは1回です。今、具体的なコドラートの地点はお示しできていないんですけども、おそらくこの環境省の植生図の凡例の区分よりも、より細かい区分になるんじゃないかと。一般的な他の事例とかもみていると、環境省の植生図よりももっと細かい区分線が引かれることになりますので、その凡例区分ごとの面積に応じますと、1区分から3地点とか選んでいくと、例えば単純計算で今1番から33番までの植生凡例がありますので、これを例えば3カ所ずつとるとなったら99地点なので、1回の調査といっても日数としてはそれなりの日数がかかる、若しくは同時に複数人動員するというような調査になります。調査の回数としては1回ですが、この地域の植生区分の群落組成を把握するという意味では、それぐらいの地点数は設定しないといけなかなというふうには考えておりますので、今おっしゃったような、いい加減な調査という内容にはならないかと考えております。

委員：勘違いしないでくださいね、無駄な調査をしてほしいと言っているわけではありませんので。なぜそういうことを言うかという、この地点というのは里山ですよ。里山をちゃんと調査したというのは、実はデータというのはあまりないですよ。この間現地調査に行ったとき、キンランを見ましたからね。そんなものが出てくるような林がまだ残っているんだというのが、実は私の印象だったんです。ですから里山、ほとんど誰も調査していないそういうところだけ、自然度が7である、そういうところの納得できる調査を期待しておりますので、よろしく願います。

委員：ちょっとしつこいようなんですけども、先ほどの質問の分でもう1つだけ。先ほどのコウモ

リ類のかすみ網調査のところですか。なるべく効率の上がる谷筋のところということで、説明資料の 29 ページに示されている地点で調査をする、尾根筋は回避されてなかなか捕れない、ということをおっしゃってました。確かに、完璧に開けているようなところで、かすみ網をいくら開いても、まず捕れないと思います。僕も環境省の鳥の標識調査をやっていますので、とてもよく分かっています。ただ、今のこのエリアのうちの右半分のところは確かにもう既に風車が設置されているので、かなり開けた場所は多いと思うんですけども、左半分の部分というのは、まだ手付かずなんじゃないんですか。この辺りは結構森も茂ったところがありますし、やろうと思えばいくらでも、かすみ網を設置して捕まえることができると思うんですよ。やっぱり、今調査地点として示されている、この谷のところをいくらすごいものが捕れたとか、そんなことがあったとしても、これは事業実施想定区域の外だからということで、最終的にそんな結論が出そうな気がして仕方がないんです。だから、やるんだったらやっぱり、実際に影響のあるこの区域の中でやってほしいです。僕も現地に行っていないのでちょっと分からないんですが、必ずこの中にいい場所が、捕獲できそうな森とかが絶対あると思うんですよ。この区域内のところ、コウモリが捕獲できない場所が全くないなんていうことは、あり得ないと思います。その辺りのところをちょっとやっぱり考えて、調査をやってもらいたいと思います。それから、もう 1 回ちょっと確認しますが、このサシバ、クマタカの営巣地というのは、そこを踏まえた上での希少猛禽類の調査になっているのかどうかということで、その 2 点だけよろしくお願いします。

事業者：ご意見ありがとうございます。コウモリ類につきましては、今頂いたご意見も踏まえて、ちょっと現地を確認してですね、事業地の尾根部での調査を検討させていただきたいと思えます。猛禽類の営巣地に関しましては、おっしゃるとおり、白馬ウインドファームさんの方から位置情報等を頂いておりますので、それを踏まえたうえでの調査地点、調査期間等の調査計画を設定しております。

会長：それでは、続いて 36 ページ以降の景観その他について、説明をお願いします。

事業者：続きまして、36 ページの景観からご説明させていただきます。景観につきましては、主要な眺望点として 11 地点、右側の地点図の紫の●ですね、ちょっと地点が小さいので、次の 37 ページも適宜ご参照いただければと思うんですけども、こちらの紫の 11 地点を 2 季調査予定としております。それから、身近な眺望点としましては、黄色い■の地点 8 地点、こちらと同様に 2 季の調査を予定してございます。実際にこれらの地点に行き、写真の撮影を行いまして、フォトモンタージュ、いわゆる合成写真になりますけれども、そちらを用いて見え方ですとか、垂直見込角等の結果をもとに影響を予測、評価していく計画としてございます。続いて 38 ページ目が、人と自然との触れ合いの活動の場ということで、こちらの調査としましては、右側にある実際の自然との触れ合いが楽しめる場として、5 地点抽出しております。こちらを 1 季調査しまして、現地踏査ですとか施設管理者への聞き取り、こういったことを行って、実際の利用状況、アクセス状況を把握したうえで、事業の影響を予測、評価するという計画にしております。最後に 39 ページ目に産業廃棄物と残土をお示ししております。まず、産業廃棄物につきましては、種類ごとの排出量、それから残土の排出量も把握しまして、工事の実施による影響を予測、評価を行う計画としております。それから、産業廃棄物につきましては、既存の白馬ウインドファーム、こちらの撤去工事に伴う累積的な影響、こちらを併せて予測、評価を行う計画としてございます。調査、予測及び評価の手

法のご説明については、以上になります。

会長：ただ今のご説明につきまして、ご質問、ご意見ございませんか。

委員：先ほどの説明資料の39ページのことについてお伺いしたいんですけども、この産廃、残土につきましては、ごく簡単に予測結果の例しか示されていないんですけども、その前の38ページなどと同じように、残土が発生した場合、防災上の観点から残土の盛土を行わず、場外搬出するなど、方法書以降の環境影響評価準備書などで、環境影響の低減や回避について検討するというのを、ちゃんと書くべきではないかと思うんです。なぜかと申しますと、アセスの中で災害リスクを扱うのは非常に難しいということは分かりますし、それは冒頭のご議論のとおりなんですけれども、この方法書の中で、基本的には残土は発生させない計画であって、もし発生する場合も、既存の保管場所に残土を置いて一部利用する計画である、ということが書かれています。しかし、残土が発生した場合、土砂災害による環境影響上の強い影響があることが考えられるので、他の風力発電の事例でもあったんですけども、置かないで場外搬出なども検討するというのを、ちゃんと書いておくべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

事業者：ご意見ありがとうございます。盛土を作る、これは安全防災の観点から避けるべき、特に熱海の事故以来、そこは非常によく言われております。一方で、以前からできるだけ搬出を避けて場内でバランスをとるようにと、バランスをとれないところでも、あまり問題のないところに残土を置くようなことをして、場外搬出というものを避けるようにといた、ご指摘、ご意見も頂いているところでございます。その辺りは、バランスといったところで、場内やその付近で安全に置ける場所があれば、その部分は置いて、そこで処理しきれないものは外に出すと、そういったことで考えていきたいと思っております。

委員：はい、ぜひそういうことも検討するというのを明記しておいていただきたいと思います。

委員：今のご意見で、残土を置くと言っていたんですけど、置くというのはどういうふうに置くんでしょうか。

事業者：今、既設の白馬ウインドファームの方を作ったときに、残土を置いている場所というのが実はございます。その部分、まだ一部、容量として若干余裕がありそうだという話も少し伺っておりますので、その部分に安全に置ける範囲で置かせてもらうということを考えております。

委員：それは、現状で残土を置くような穴があって、そこに残土を放り込んでいる、そこに余裕があるというそういう理解ですか。

事業者：穴と言いましょうか、残土があるところに・・・

委員：盛土になるんですか。

事業者：そうですね、盛土ということになります。

委員：盛土になるということは、しっかりと締め固めて、大きな雨が降っても崩れないような盛土を作るということですか。

事業者：はい、現状として、既設の白馬ウインドファームを作ったときにできた、しっかりした盛土が、今現在もしっかりした形で存在しております。

委員：それと同レベルのものを作っていただけということでしょうか。

事業者：同レベルというか、その上に置ける範囲で、その上にさらに重ねていく、そういった意味でございます。

委員：それをちゃんとしていただかないと、大雨が降って崩れてしまいますので。

会長：そこに、これから出てくる残土が全て置けるかどうかの検討は、まだ出来ているわけではないんですね。

事業者：そもそもどれだけの土量が出てくるのか、そういったところもまだ決まっておきませんので、それが全部置けるのかということもまだ未確定です。

会長：未確定でも、置けない場合はこうしますというのは、当然方法論の中にあるべき話じゃないですか。

事業者：はい、おっしゃるとおり、そこに置ききれないものは、当然場外に搬出するということになります。

会長：それから、景観につきまして、説明資料の45ページの知事意見の中に、主要な眺望点だけでなく、住民の日常生活の視点場からの景観についても検討を、とありますが、これについてはどのようにそれが分かりますか。

事業者：はい、説明資料の36ページの方に、主要な眺望点として11地点、その他に、身近な眺望点と言いましょか、身近な景観として、色々な集落ですとか、集落に近い部分、駅前ですとか、そういったところを8地点、計19地点を設定してございます。

委員：すみません、この集落とか身近な景観の方、知事意見を踏まえて選定されているということなんですが、選定の基準というか、これはどういう観点から8地点に選ばれたのかご説明いただけますか。

事業者：こちらはある程度、市町の地区、具体的に何kmおきとかということまでは決めてはいませんけれども、代表的な区の区分などがありますので、その辺りも参考にして、市町のご担当などにも多少ご意見などを伺いつつ選定しておりまして、具体的にこの基準として何、ということとはございません。

委員：全然明確な基準はないということですね。

事業者：はい、これは他の事業等でも、こういったところで明確な基準というものはほとんど見たことがないかなとは思いますが。

委員：そういう意味では、関連してと言いますか、この方法書の312ページで、主要な眺望点に対しての見解の中で、既存の景観対策ガイドラインの方、ちょっと古い本ですけども、これを参照されていますが、この中で、「最大垂直視覚と鉄塔の見え方の知見」によると、垂直見込角5~6度の見え方について景観的に大きな影響があると記載されているほか、圧迫感あまり受けない上限であることが示唆されている、と記述されています。このことを踏まえると、ここで選んだ眺望点に関しては、垂直見込角が1~3.2度程度であるから、重大な環境影響は回避又は低減されると評価すると書かれているんですけど、逆に言うと、日常的な集落であったりとか、そういう場所も、この垂直見込角5~6度の範囲がどこに相当するののかという観点から、特に影響が大きい集落ということで、それがどれくらいこの範囲に入っているのかということも含めて、少し精査される必要があるのではないかと思うんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

事業者：ご意見ありがとうございます。ご指摘のページは、配慮書の時の調査、予測結果になりまして、その時点では、こういった身近な景観というものを、特に視点として選定してはございませんでした。この後、実際に調査予測に入っていたところで、同じようにフォトモンタージュを作成して、その垂直見込角というものを算出してまいります。ただいわゆる、本当

に景観を皆さんが楽しむといった、そういったところの場所での垂直見込角3度というものと、身近な景観として、色々な建物とか電柱とか、そういったものが色々目に入る中での垂直見込角3度というものでは、少し意味は違ってくると思いますので、そういったところで、評価としては多少、特に主要な眺望景観というところと、身近な景観というところで、少し変わってくるかなとは思いますが。

委員：ちょっと、ご説明の意味や内容を、十分私が理解できていませんけれども、知事意見の方でも、やっぱり日常的な住民の方々の方々の視点で、ある意味では圧迫感がないように配慮いただくとかいうことも、指摘されていると思うんですね。例えば、この方法書の444ページのところに、今回選定された身近な眺望点、集落等の垂直見込角も書かれているんですけども、先ほどのページに示されていた、垂直見込角5~6度を大きく超えているような集落なんかも一定数含まれていて、逆に言うと、これはたまたま特に基準もない中でピックアップされた集落だけでも、これぐらいの見え方をしているという予測がされているということであれば、他にもまだまだこれぐらいの角度、垂直見込角の範囲で視認可能性があるところというのが、相当数存在するのではないかと考えられるんですけども、この辺りいかがですかね。

事業者：はい、こちら今、最短距離として見ているのが、風力発電機の設置検討範囲として、方法書の445ページで言いますと、赤とか黒の線あたりになるんですけども、その一番直近のところ建ったら、といったところがございます。実際に風車を仮にここに置いてみたらどうなるんだろうということで、フォトモンタージュを作成したところで、地形によって、隠れる、隠れないとか、結局のところ垂直見込角としてどれぐらいの大きさで見えるんだろうとか、そういったことをやりながら、景観の方面でも配慮しながら、最終的に配置が決まっていき、最終的に、準備書時点で決めた配置での予測評価結果を、準備書にお示しするということになっていくかと思えます。ここは、本当に最大値になっていますので、垂直見込角5~6度を大きく上回るようなところも出てしまっておりますが、これよりは小さくなるというふうに想定をしております。

委員：ご説明の意味は分かるんですけども、私が申し上げたかったのは、今地図上でのシミュレーションの段階でも、これぐらいのピックアップしたところだけでも、これぐらいの数の集落が、これぐらいの数値で予測されているということですけど、当然現地でシミュレーションをしていただかないと、実際にはそれほど影響がない部分の集落もあると思えますけれども、ピックアップされていない他のところでも、可能性のある集落はすぐ見られるのではないかと考えられて、その辺りについてもご検討いただけないかということ、コメントさせていただいた次第です。

事業者：失礼いたしました。それにつきましては、今地元の地区にも、色々な事業計画とかの説明などに伺っておりまして、そういったところで、この集落からだとういうふうに見えるのか、そういったご意見とかも頂くところがございます。そういった部分では、風車の配置がある程度決まってきたところで、個別にフォトモンタージュを作成してご確認いただくとか、そういったことも考えております。

委員：そういう意味では、例えば、地区内の学校とか公共施設とか、そういうところからの見え方というのも考えていただけたらいいかと思うんですが。あとすみません、ちょっと前のほうに戻りますけど、これは騒音のところ、例えば、この方法書の236ページとか237ページに、今回の事業実施想定区域から500mずつの範囲を区切って、そこに含まれる教育施設で

あつたり、福祉施設であつたりが示されているんですけども、そういう意味でも、この 2km 圏内だけでも割とこれぐらいの学校があつたり、福祉施設があつたりということが示されています。そういう意味でも、こういった施設からもおそらく見える、かなり近くに見えるような場所もあるんじゃないかということも、私はざっと見させていただいて想像をしたので、実際には地形の条件があると思うので分かりませんが、そういうことも踏まえていただきたいと思います。それから、私もまだ今年から参加するもので、十分に質問の流れが読み込めていないところもあるんですけど、冒頭の方で、住居等から 500m の距離を確保することについてご意見があつたところを、私も先ほど改めてこの記述を読ませていただいて、どういう意味かがよく理解できないなと思つていたんですけども、この 500m というものの基準というのは、今回は示されていなかったということで良かったのでしょうか。その手前の 231 ページのところ、これも既存のガイドラインというか、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」を言及されていて、その中で、発電所一般において環境影響を受ける範囲であると認められる地域は事業実施想定区域及びその 1km の範囲内としているところを踏まえて、一応 2km までの範囲を含めて設計をしましたというふうに説明がされている中で、237 ページの中段の評価結果のところでは、要は、1km 圏内にも住居が 1293 戸、保育施設が 1 箇所存在すると書かれているんですけど、ただし、事業実施想定区域の設定にあたり住居等から 500m の離隔を確保したことで、配慮書段階において・・・というこの文章があまりよく理解できません。配慮書段階において実行可能な範囲内で、重大な影響は回避されているものと評価するというのはちょっと意味がよく分からなくて、これは何かのシミュレーションがあつてそのように評価されたのか、実際には 1km 以内なんだけれども、影響がないといった、何かそういう既存のデータがあつたりするのか、その辺りを含めて解説していただくと助かります。

事業者：ありがとうございます。500m というのは、先ほども申し上げましたけれども、500m 離せばいいのかというものではございません。ちょっと資料の名前を忘れてしまいましたけども、500m 以内には絶対に建てるべきではない、そういったものはございます。そういったところで、500m は絶対に確保すると。この部分で配慮書の段階としては、500m の離隔を確保したということで、重大な影響は回避できているかなと、そういったふうに評価したものでございます。

委員：根拠になるようなデータとか、そういうのはどこか資料編か何かに添付されているんですか。ちょっと私も、色々に関連するページを見てみたんですけど、今口頭でおっしゃった説明の根拠になるものが、ちょっとよく分からないのですが。

事業者：失礼しました。方法書の 482 ページになりますけれども、一番下の方の*1 にお示ししています。こちらの方で、500m 以内の地域では風力発電施設の開発を不可とすることを条件とするといった記載がございますので、500m 以内は風力発電施設の設置を不可というところにした、ということでございます。

委員：すみません、私もここは直接専門ではないんですけど、その基準がある一方で、その手前の先ほどの、231 ページで参照されている、この「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」というこの記述では、発電所一般において環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、事業実施想定区域及びその 1km の範囲内というところの記載があつて、今の 500m というところの記載と、500m の開きがあるわけですね。そこはどういうふうにレベル

の違いがあるのかというのを、評価されていますかということなんですけど。

事業者：1kmの範囲というのは、影響は、重大などは言っていないくて、影響というと、500m以内であればもう絶対立てると、そこはある意味重大なというふうに読み取ってございます。

委員：実際に、データのどれぐらいの開きがあるみたいなことは、示すことはできないんですか。

事業者：例えば騒音ですと、こういった発電機を建てると、そこから500mのところでは何デシベルぐらい、1kmのところでは何デシベルぐらい、そういったイメージでございましょうか。

委員：そうですね、知事意見でもそのようなコメントが出ていたと思うんですけど。

事業者：そちらについては、実際の風力発電機としてこういったものを選ぶのか、また地形とかによって、変わっていくといったところがございます。知事意見の方としては、それは変わっていくということもあるんだらうけれども、何らかのものを設定して数値として示すべきであろうというようなことを知事意見では頂いておりました。それも配慮書に対して頂いたご意見ですので、すでに方法書になってしまっていますので、今改めて計算結果を示すということはしておりませんが、実際にこの後発電機を決めて、風車配置を決めて、予測計算をして、その予測結果を準備書でお示しすることになります。

委員：じゃあ例えば、1km圏内に保育所が1件含まれているというところに対して、どれぐらい実際影響があるのかということ、きちんと評価して示されるということですね。

事業者：はい、こちらの保育園のところ、今、調査地点を設定しておりますし、あと中学校のすぐ近いところとかにも調査地点を設定してございます。それで予測をいたします。

委員：その予測の結果がない中で、重大影響がないと、この方法書のところで500mの離隔を確保したので、重大な影響を回避されていると言い切っているところが、私はよく分からないなというふうに思いましたので、そこは違うんじゃないかと思えます。今の結果がない中で、こう言い切ることはできないんじゃないかと思えますので、その点ご認識いただければと思います。

委員：シンプルな質問なんですけど、今のご質問の景観のところ、説明資料の37ページのところになるんですけど、ここを見ると調査地点の13番と14番の間、事業区域の右上の方に、調査地点が1つもないのはなぜなのか、というのが素朴な疑問です。その辺りにあっても然るべきかなという気がするんですけど、ここだけちょっと間が空いているんですけど、特に何か理由はあるんでしょうか。

事業者：それは景観の地点として選定されていないということでしょうか。

委員：そうです、調査地点として示されている、黄色い■がないということです。

事業者：比較的主だったと言っただけ失礼かもしれませんが、そういった集落、地区の単位で設定しているところはございますので、13番と14番の間といいますと、山の中、尾根の中になってきますので、ところどころ住居があっても谷の中といった形で、あまり見通しが無いというところで、地区として、集落単位としては設定していないというところがございます。

委員：説明資料の24ページの、騒音などの調査地点の図のところ、集落の紫色の図示があるんですけど、このR-3という黄色い●がついている上の辺りとかには集落があります。その周辺にも集落がありますが、ここはもう地形的に見えないから外したという理解で宜しいでしょうか。

事業者：今スクリーンでご覧いただいているところでいきますと、白く抜いてあるところは、今現在予定しているところに風車がびっしり建ったとしても全く見えないだらうというふうに、可

視領域図を書いて、解析している部分でございます。ですから、R-3 あたりですと、これは道路沿いになっていて、地形的に風車は全く見えないだろうというふうに予想しているところになります。

委員：予想が外れるということはないんですか。

事業者：こちらについては、例えば、風車の大きさが、今想定しているよりもさらに2倍になるとか、それはあり得ないと思うんですけど、そういったことがあれば、見えてくるといったことはあると思います。

委員：分かりました。もう1点ですが、騒音などの調査地点が12地点、赤い●で示されているんですけども、この数で十分なんですか。

事業者：これが十分かどうかというところですけども、この風力発電機、今回14~17基を想定しております。この14~17基といった発電機の規模の風力発電事業で、12地点設定しているというのは、私の経験的に言うとかかなり多いです。また、騒音の地点数、今超低周波音というのは参考項目から外れているということもありまして、騒音の調査地点と超低周波音の調査地点で、超低周波音の場合には、少し地点数を減らすとか、調査回数を減らすといったアセスのやり方をやっている事業もあります。ただ、今回は、超低周波音は騒音と同じ回数、同じ地点数にしております。この規模としてはかなり手厚い方だというふうに認識しております。

委員：分かりました。そういう理解というのは、住民説明会などで説明されたんですか。

事業者：全ての説明会とか、個別の説明会とかも含めて、全てのところで話しているわけではありませんけれども、地点数とか、そういったことにご質問いただいた場合にはお答えしております。

委員：そういうのは、やっぱり質問される前に積極的に事業者側から言った方がプラスになることですよ。例えば、普通だったら5地点ぐらいなんだけど、今回は12地点という形でやっていますというような。さらに回数とかも減らさず、騒音と同じ回数やっていますというような説明、そういう説明をしっかりとすることが、やはり住民の方に納得していただけるものになると思います。確か、御坊市や広川町などの意見で、住民の理解を十分得ることというのが書いてあったと思うんですけども、そういう住民の方に理解していただくと思ったら、できるだけしっかりとした調査をやって、漏れがない調査をやっています、だから、その結果は十分な結果が出るはずですよというようなことを、やはり伝えたほうがいいんじゃないかなと思います。そういうようなことは、今後は、質問される前に言ったほうがいいんじゃないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

委員：すみません、もう知事意見以降の町長意見とかの説明はないと思いますので、その中からちょっと1点ですけど、57ページの御坊市長意見なんですけど、個別事項の2番のアのところ、風力発電施設については、製造、設置から廃棄、リサイクルに至るまでのエネルギー収支比EPRが、ということが書かれています。それに対して、EPRを精査検証するとともに、可能な限りEPR値を高めるよう努力しておりますって書かれているんですけども、今回の方法書には書かれているんでしょうか。

事業者：はい、こちらにつきましては、御坊市長意見の内容として、EPR値を高めるよう努めることというふうに頂いてはおりますけれども、その部分について方法書に記載するとか、そういったところまでは書いていないといったこともあって、具体的に方法書の中で想定値とい

ったものは、掲載しておりません。

委員：なぜ掲載されないのでしょうか。ちゃんと見解として高めるよう努めますというふうに言ったのであれば、それに対してしっかりと回答する必要はあるんじゃないでしょうか。方法書に書く項目じゃないから書かないというのは、理由にならないと思うんですね。

事業者：一般的にこういったものを、数値を書いているものも、すみません、私見たことがないといったところもございまして、書くとしたらどこに書くんだらうといったところもございまして。書く場所は、ちょっと検討させていただきましても、適切な場所を見つけて書けるように、検討したいと思います。

委員：ぜひとも、準備書等には反映するような形でお願いします。私が最初に、住民意見に対しても、ちゃんと回答してくださいというようなことを言ったのも、同じことなんですね。知事意見とかの時にも言いましたけれども、見解としては、努めます、回避するよう検討しますというようなことを書いているんですけども、結果としてそれがどうなっているのかというのは、全然分からないというのが実際のところなんですね。方法書全ての調査項目を熟知していて、その項目、結果に関して完璧に理解できるような人はいませんので、やっぱりちゃんとした説明をしていって、そして方法書でこういう意見が出たんだったら、こういうような回答をどこかでちゃんとするということが、結局は住民理解を進めるということに繋がっていくと思うんですね。環境アセスをするにはそのやり方があって、調査とかも一通り一定のやり方というのはあるから、それに従ってやるのはいいと思うんですけども、その中で、やはり住民説明会とか、そういった住民の理解を重視しなければいけないという風潮が強まっていますので、こういった住民から出てきた意見、反対ですとだけ書いているような意見とかもあつたり、色々ありますけれども、やはり意見は意見で、市長とか町長とか知事とかが出した意見もそうですけれども、やはり真摯に受け止めていただいて、それに対してこういうような対応を取りましたというのを、やっぱりどこかに書いていただきたいなと思います。このEPRのことは一例として、今回ちょうどいいと思って取り上げたぐらいなので、私が言いたいのはそういった住民からの意見、さらに知事意見とかこういうものに対してもしっかりとした回答というものを、どこかに書いていただきたいというのがお願いになります。そうすれば、次に準備書を読んだ時にも、住民の方々も理解ができると思いますし、我々も理解が進み、しっかり対応しているんだなというようなことも理解できますので、ぜひともこういった意見を最大限尊重した形で、それに対して、事業者としての対応はどうだということを、書類等に反映させていただければと思います。よろしくお願いします。

会長：先ほどの話ですけれども、事業者の方が何を作ろうとしているかというのは、発電能力がどういったものかというような内容などありますけれども、実は、全体としてここで目指す発電所というのはこういうものだという、例えば、世界で最も進んだ風力発電所を作りますというような表現もありますよね。それから、現時点で環境に最も配慮した考え方を採用した発電所を目指します、といった表現もありますよね。その中で、最も進んだという形で、例えば、EPR という値はこれくらいを目指す、としたり、先ほど住宅地等との最低の離隔距離を500mというような話がありましたけど、離隔を1km以上にする、とか、自ら作るものに対してスペックを出すということは、大事な話ですよ。それが全然この発電所にはないから、何か電力作ったらいいだけの話みたいで、何をどう頑張ろうとしているのかというのが見えにくいので、そういうことを出していく必要があるんじゃないですかね。そういうこと

をしっかりと出さないと、配慮をしますよとか、回避を最低限検討しますよというのは、一向に計画としてですね、そこに前進できる期待がないじゃないですか。そこはやっぱりしっかりとっていただきたいというふうに思うんですね。

事業者：ご意見ありがとうございます。その辺りを踏まえて、配慮していきたいと思います。

委員：もう本日の説明の4番目の項目には触れないだろうという形で、やはり冒頭から、この目次と言いますか、方法書の内容を見させていただいたときに、特にやはり累積的影響ということについての事業者の捉え方が少し狭義の解釈になっているのかなと思いました。方法書の336ページには、その累積的影響を、工事中と稼働時に分けて、工事中には累積的影響が生じる可能性がある、一方で、白馬ウインドファームが同時稼働することはないので、稼働中の累積的影響は想定されないと書いてあるんですね。今日のこれまでのご議論では、そもそも白馬ウインドファームの事業が行われたことによって、かなり土地の改変や環境の改変がなされて、もうその現地自体がダメージを受けたと。それ自体がもう累積的影響なので、そのうえで立って稼働も行われるという認識で累積的影響を考えること、慢性的にと言いますか積分的にと言いますか、おそらくそういった考え方が、アセスメント学会であったり、環境省であったりというところの理解だったと思うんです。それを、項目で分けるということ自体が、少しこのエリアに対しての、根本的な理解の差になっていなければいいかなと思います。今方法書の段階ですけども、そこに対しての認識のずれがありますと、かなり、さらに、委員と事業者との間の認識にずれが生じるかもしれないので、ここに書かれた累積的影響というのは、必ずしも重複による影響ということだけではないですよということを、もう一度確認させていただければと思います。

委員：今のお話を聞いて思ったんですけども、方法書の337ページの地図で見たら、紺色の●で広川・日高川ウインドファームの場所が示されているんですね。これがいつ頃できたのか分からないんですけど、多分白馬ウインドファームよりも後だとは思っていて、この時にも累積的影響を検討しなさいというような議論が出たんじゃないですかね。どこかのアセスのときに、低周波音とかの累積的影響を把握しなさいというのをやったことがありますよね。そういうような過去のアセスとかは、事業者は見られないんですか。県にはありますよね。見られるんだしたら、どういったことを過去にやったかというのはわかりますので、それを見ていただいて、ここでいう累積的影響とはどういうものかということを理解して、それを反映させてもらえればと思います。確か、何年か前かも忘れたんですけど、累積的影響について評価するというので、評価したアセス図書を見たことがあるような気がするんですね。ですので、見られなかったらどうしようもないと思うんですけど、確かそのときには、低周波音とかそういうようなもの、音でしたら、音が重なり合いますから、どう影響するかというようなことは累積的影響ということだったと思いますし、ここでいう累積的影響も、やっぱりそういうことも含まれているというふうに理解しております。これだけ広川・日高川ウインドファームとは近いので、何らかの影響が出る可能性もあるので、ちょっとその辺り、どうやって調べるか分からないんですけど、県が所持しているアセス図書を見られるかどうかというところで、県とも相談して、検討いただければと思います。たぶん過去に議論した累積的影響は、そういうことだったと思います。

委員：今のご意見に関連して、県の方へのご要望も含めてなんですが、環境省も含めて、累積的影響を考えていくときに、現行制度でなかなか情報の共有がなされないということを踏まえた

うえで、どうしていけばいいかということをおそらく今制度設計されている途中だと思うんです。その中で、事業者が事後評価のためにされている、事後をきちっとモニタリングしていくということも、アセスメントの保全対策といえますか、環境保全措置の一環となされているということであれば、その内容は、今後行われていこうとする事業の、当該地域で行う累積的影響を含めた環境影響評価に関しても、非常に大事な知見ですよ。そういうものを、今回では例えば、白馬ウインドファームが事後にモニタリングされている情報の事前共有というんですかね、そういうことのあり方についても、やっぱり委員の間でもしっかり共有していくというのが大事ななとも思っております。なかなか言いにくいんですが、そういうことをちょっと思った次第です。

会長：山を取り壊して、次にまた風車を作っていくということについては、蓄積的な影響がありますよね。なくなるわけじゃないから、蓄積します。累積的影響というと、現時点で同時に起こっているものを捉えるといったイメージがありますけども、時間差でいくと、必ず蓄積はあります。蓄積的な影響はずっとあるわけで、白馬ウインドファームの時で、動植物に与えた影響があり、さらに今回、（仮称）新白馬風力発電事業の方でやろうと思ったら、またその影響がある。これは、蓄積されていますよね。蓄積されないはずがない、逆に言う。そういう意味で、データを十分活用してほしいということだと思うんですよ。

事業者：ご指摘のことを踏まえて、対応してまいります。

会長：他いかがでしょうか、よろしいでしょうか。それでは事務局の方から、今後の進め方につきまして、ご説明をお願いいたします。

事務局：それでは、次回の第2回審査会について、ご説明させていただきます。内容としましては、今回の審査会を踏まえたうえで頂きました疑義・意見を事務局で取りまとめまして、事業者の方にお知らせするようにいたしますので、事業者には見解を作成いただき、それを元にまた皆様に議論いただく形にしたいと考えております。また、審査会終了後でも追加意見や疑義等がおありかと思っておりますので、改めて委員皆様に照会させていただきます。事業者の方におかれましては、その追加意見等も含めて事務局からお知らせしますので、本日の意見、それから追加意見に関しまして、見解を事務局まで回答いただきますよう、お願いいたします。次回審査会の日程につきましては、調整終了後にご案内させていただきます。

会長：それでは、事務局から説明がありましたような流れで、次回審査会を開催させていただきたいと思っております。委員の皆様、事業者の皆様、ご協力よろしくようお願いいたします。以上をもちまして、審査会を終了いたします。ありがとうございました。

和歌山県環境影響評価審査会（令和6年7月24日）

出席者名簿

○ 出席委員12名

氏名	役職名等
入野 俊夫	和歌山大学システム工学部教授
江種 伸之※	和歌山大学システム工学部教授
岡田 和久	和歌山県森林インストラクター会会長
此松 昌彦※	和歌山大学教育学部教授
芝田 史仁※	和歌山信愛女子短期大学生活文化学科教授
下村 通誉※	京都大学瀬戸臨海実験所所長
谷 奈々	(一財)和歌山社会経済研究所研究委員
土永 知子	南方熊楠顕彰館学術研究員
中村 進	(公財)日本野鳥の会和歌山県支部副支部長
濱田 學昭 (会長)	元和歌山大学システム工学部教授
松野 茂富	和歌山県立自然博物館主査学芸員
吉田 登※ (副会長)	和歌山大学システム工学部教授

※オンライン出席

○ 欠席委員3名

氏名	役職名等
竹中 規訓	大阪公立大学大学院現代システム科学研究科教授
中野 加都子	元甲南女子大学人間科学部教授
永瀬 節治	和歌山大学観光学部准教授

○ 事務局出席者

所属	役職	氏名
和歌山県 環境生活部環境政策局 環境管理課	課長	石井 信之
	企画指導班長	野中 卓
	主任	東山 幸司
	主査	東 志帆
	主事	中屋 奈々

○ 事業者出席者

JR 東日本エネルギー開発株式会社	3名
株式会社建設環境研究所	4名
株式会社きんでん	3名
白馬ウインドファーム株式会社	1名
青木あすなろ建設株式会社	2名